

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第2号)

平成21年6月9日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	21番	坂 下 勝 保 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消防長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長

健康福祉部次長 畑 中 則 雄 君
兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 柴 田 二三夫 君
兼都市計画課長

監査委員事務局長 高 橋 芳 行 君

兼環境課長

健康福祉部次長 神 谷 巳代志 君
兼保険年金課長

総務課長 塚 本 邦 広 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

石橋 敏明 議員

杉浦 光男 議員

平野 龍司 議員

近藤 郁子 議員

前山美恵子 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

一般質問の順序は、あらかじめ議会運営委員会で協議をされておりますので、その順序で行います。

また、発言時間については、それぞれ申し合わせに従って進めさせていただきますが、当局の職員においても答弁は簡潔に行われるよう、あらかじめお願いをいたします。

最初に9番 石橋敏明議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○9番(石橋敏明議員)

おはようございます。

それでは、議長のご指名をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

初めに、放置自動車問題について。

この問題については過去3度、質問をさせていただきました。いずれも担当課は、その時点ではああたこうだと言いながらも、それなりに対応をいただき功を奏して、結果も感じております。

放置自動車などは住環境、生活環境に大きな悪影響を及ぼします。その都度、何度も繰り返し申し上げておりますが、通行に数々の危険が発生する要因となります。

また、多くのごみを誘因、特に有害図書、ビデオ、一般ごみ、大型ごみ、また青少年のたまり場ともなりかねず、憂慮される事態になります。

平成17年度にリサイクル法が施行されましたが、中古車市場や不良外国人などの問題もあり、県警も実際減少するにはかなりの時間がかかると明言しております。予想どおり、次から次へと後を絶ちません。

近隣の市町はほとんど条例を定めており、条例に従って処理もかなりスムーズに行われると聞きます。当市も抜本的対策とした条例の制定、一時保管場所の確保が必要であると常々力説しておりますが、何も手をつけられず現在に至り、全く現状は解決されておられません。

市民も、市の対応にあきれ、言ってもだめだというあきらめの言葉が数多く聞かれます。市の信頼はどうなっているのでしょうか。この問題ではもう失うものはありません。本当にこれでいいのでしょうか。市民からの通報、要望などは正面から真摯に受けとめ、対応努力が欠かせません。それが行政なのではないでしょうか。

それでは、質問をいたします。

放置自動車の現状について、昨今の処理状況と現有台数等についてお示してください。

今後の放置自動車の対策、処理期間などについて、これを含めお示してください。

放置自動車などの確認手段は市民の通報が主と思いますが、いかがですか。

条例も不可欠と思いますが、その考えはいかがでしょうか。

一時保管場所についてもお答えください。

警察との連携についてどのように行われていますか。

次に、個人情報保護条例について。

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものと定められております。

昨今のITの急激な普及や購買志向の変革によるカタログ販売によるDM等々、個人情報が無断で流出。業者間で取り引きされ、プライバシーの侵害にとどまらず、振り込め詐欺などに悪用され、個人が脅かされております。大きくはこれらの防衛策にあります。

しかし、この問題については各方面から解釈など難題があり、それゆえ問題も山積みと聞きます。いわゆる過剰反応も多く、当保護条例の立場からとのことで過大解釈の上、封

印の傾向にあるように思われる節があります。いかがでしょうか。

市当局においては、防災安全、教育関係、健康福祉、老人福祉、民生児童、その他多くの項目がこれに抵触していると思われます。基本的な観点での考え、実行状況、実態、各方面への指導、苦情、その他対応策、今後の改革等、詳細にお示してください。

次に、市内すべての小公園の防災公園化について。

現在、市内では井ノ花公園が防災公園として整備され、周りの金網も取り払われて、すっきりと生まれ変わりました。子どもが明るい公園でのびのびと遊んでいる姿をよく目にし、本当に気分もよく感じることを覚えます。三崎水辺公園もこれに準ずる公園となっています。

しかし、市内のほとんどの公園は従来のまま。垣根のサザンカ、カイツカと金網に囲まれた、小さな入口が2～3カ所の何だか薄暗い公園です。したがって、子どもたちの多くは、そこで遊びを避けているのか、遊んでいません。この面からも明るくすっきりとした両立できる防災公園に早く生まれ変わらせるべきだと考えます。名古屋市内の公園もほとんどがこの種の明るい防災公園と化しております。

昨年末、都市行政調査団で訪問したオーストラリア、ニュージーランドも、すべてこの種の公園としてきれいに整備されております。いざというとき、どこからでも素早く逃げ込める、この種の公園に改装すべきだと考えます。

また、以前の質問で公園内の見通しの件で、植木、垣根の根元の枝払いの提案をいたしました。この件もいまだ進展を得られておりません。市民、子どもたちの安心・安全の観点からも、ぜひ見通せる公園に改装を願いたいものです。実施に向け方向性、計画等をお示してください。

安心・安全は市民すべてが求める第一条件であります。市はこれを満たすことが必要であります。明快な答弁をお願いいたします。

以上、いずれも実行が容易な質問内容でありますので、実施に向け結果が残せるよう鋭意努力願います。

これで壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.5 ○経済建設部長(三治金行君)

それでは、放置自動車問題と小公園の防災公園化の2項目についてご質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思っております。

1項目目の放置自動車の問題でございますが、この中にも6点ほどご質問いただきました。順次、お答えをさせていただきます。

1点目の放置自動車の現状、昨今の処理状況ということでございますが、平成15年度におきましては55台、処理実績がございます。そのうち、23台は自主撤去されております。自動車リサイクル法が本格的に始まりました平成17年度は37台、処理実績があります。そのうち、30台が自主撤去されております。

直近のデータといたしまして、平成20年度は15台、処理実績。そのうち、13台が自主撤去されております。

平成20年度末の現在でございますけれども、路上での未処理台数は4台となっております。このように4台まで減少した経過の中には、もちろん自動車リサイクル法の施行がございますが、愛知警察署の調査協力やたび重なる警告書の添付、送付など、路上に放置した車の所有者に対しまして、粘り強く撤去勧告を継続的に行っております。こういうこともございまして、自主撤去に至るようなことが多くなったというふうに考えております。

放置自動車として通報を受けた車両の中には、自動車の保管場所の確保に関する法律、いわゆる車庫法と申しますけれども、これに違反している長時間駐車も多く、撤去勧告をするまでもなく、移動されるケースもございます。

2点目の今後の対策、処理期間でございますが、車庫違反が明確であれば、愛知警察署と協力、連携を強化しまして、自主撤去など対処してまいります。

所有者等の有無など、廃棄物認定に至る時間は一概には特定できませんけれども、慎重に適切に処理してまいります。

3点目の放置自動車の確認手段ということでございますが、主には道路パトロール、これは職員でございますけれども、発見をいたしまして、調査を開始するという場合が非常に多くございます。

また、市民の通報により調査を開始するということもあります。

4点目、5点目の条例の必要性、一時保管場所ということでございますが、保管場所の確保や、その場所のセキュリティー対策など、多くの費用がかかります。

また、自動車リサイクル法の本格実施で激減をしておりますので、現在考えておりませんが、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

6点目の警察との連携についてでございますが、これは常に連携を持って対応しております。発見後に移動の形跡がないということであれば、事件性なども考慮しまして、警察への照会をしているところでございます。

続きまして、2項目目の小公園の防災公園化についてというご質問をいただいております。

防災型の公園につきましては、阪神・淡路大震災の教訓によりまして、これからのまちづくりにおける小規模な公園の活用の必要性についてはうたわれておりまして、震災直後の初期の避難場所として重要視されております。

市内の小公園、街区公園でございますが、こちらのほうは土地区画整理などによりまして、多くは築造整備をされております。既に三十数年というような経過をしておりまして、老

朽化が激しく、現在のニーズに合っていないというような状況でございます。

こういうことの中、平成 18 年度より防災機能を一部備えました防災型公園として、リニューアルを進めているところでございます。

今年度につきましては、山ノ神公園を予定しております。

ご質問のフェンスなどの撤去でございますが、各公園につきましては、直接道路に面するとか、道路の高低差など、安全面などの立地条件が異なります。したがって、各公園に合った内容といたして、すべての公園にどこからでも出入りする、オープン化するのには、現在は考えておりません。ご理解をお願いしたいと思います。

次に、公園周りの垣根についてでございますが、これは以前から地元の区長さんからも要望をいただいております。安心・安全な公園として、道路あるいは近隣場所から公園内が目視できるような高さに剪定をさせていただいております。今後も取り組んでまいりたいと考えております。

説明を終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

No.7 ○総務部長(山本末富君)

個人情報保護条例につきまして、総務部からは総論的なご回答を申し上げます。

過大解釈の上、封印の傾向につきましては、「個人情報の保護に関する法律」に対する誤解などの過剰反応が原因で、必要とされる個人情報の提供が行われていない状況が一部で見られます。法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

1の基本的な観点、実行している状況でございますけれども、個人情報保護法に定められる義務規定が適用される個人情報取扱事業者は、5,000 件を超える個人データを事業活動に利用している者が対象でありますけれども、法律の趣旨を踏まえた適切な取り扱いが求められ、法に対する誤解や理解不足で、公益的活動をしている団体などが情報収集に二の足を踏んでいる状況があることは認識しております。

2の各方面への指導、苦情や対応でございますけれども、苦情のほうは特に聞いてはおりませんが、職員に対しましては、「個人情報保護に関する過剰反応について」、法のルール及びQ&Aの問答形式で周知をいたしました。

さらに、この内容を一般市民にもわかるように市のホームページでも公開をいたしております。住所や電話番号を載せた同窓会名簿の作成、配布の例では、「あらかじめ本人の同意を得て、作成するなら問題はございません」などの例を挙げております。

また、「個人情報の取り扱いに関する苦情処理マニュアル」も職員に周知して、適切な対応を心がけております。

3の改善の考えでございますけれども、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護と活用のバランスを図ることが重要で、個人情報保護法に対する誤解や理解不足を解消するため、周知に努めてまいります。

また、個人情報保護に対する相談窓口の利用も紹介をいたしております。

以上で終わります。

No.8 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.9 ○市民部長(平野 隆君)

防災安全課のほうの個々の具体例があればということの趣旨のご質問をいただきました。

防災安全課といたしましては、個人情報の取得の際、あるいは収集、提供等々、条例に基づいて粛々と事務を行っております。

尾交災の加入台帳等々、いろいろな個人情報を所有しているわけですが、この中でご質問にありました個々の具体的な事例等をということであえて言いますと、例えば警察等々からの犯罪情報を防災安全課が収集した場合、この場合については、ピンポイントで地区の防犯団体、区長さんにお知らせすることは、なかなかタイムラグが発生しますが、その際、犯罪被害者の情報、詳しく市民等へ報告してしまうことによる弊害、風評被害、被害者が被害をこうむることが発生するおそれがございますので、そういうときには情報から一部、個人情報に特定されるような案件、文言は排除して、安全・安心メールで発信したり、区長ファックスに反映させていただいているということがございます。

よろしく申し上げます。

No.10 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.11 ○教育部長(竹原寿美雄君)

個人情報保護条例の関係、教育関係のお答えをさせていただきます。

教育関係におきましても、個人情報の保護により必要とされる個人情報の提供が非常に複雑、煩雑な手続を必要とする状況が見受けられます。

しかしながら、個人情報に配慮しつつ、個人の権利を保護するために、学校では法の趣旨を踏まえた対応を適切に行っていると考えております。

具体的に申し上げますと、例えば緊急連絡網のようなものについて、保護者の住所、電話番号等、連絡先を当事者の了解なしに他の保護者等には伝えておりません。

それから、学校新聞等の発行物に保護者の了解なしに、児童生徒の顔写真等を掲載することもしておりません。

それから、各種大会の参加者名簿というのがございますが、そうしたものの利用目的等を特定し、取り扱いを適切に行うよう指導をしております。

また、この個人情報の保護に関係して、教職員に対する指導につきましては、これは県の教育事務所のほうからの指導がございます。それに基づいて校長会のほうでお知らせをして、さらに校長会でお知らせしたものは、各学校に帰って職員会議を開いて周知をしていただいているところであります。

以上で終わります。

No.12 ○議長(坂下勝保議員)

濱島健康福祉部長。

No.13 ○健康福祉部長(濱島義和君)

それでは、個人情報につきまして、健康福祉、老人福祉、民生児童の3分野に分かれまして、ご質問をいただいておりますので、順次お答えしたいと思います。

まず、健康福祉の部分でございますが、健康課では母子関連といたしまして、乳幼児健診、訪問、相談、予防接種情報、さらに成人関連といたしまして、がん等各種検診、特定健診・特定保健指導情報等の所有をいたしております。

1点目の基本的な観点の考えの部分でございますが、個人情報は本人、乳幼児にあっては、その保護者への情報提供としているところで、本人またはその代理人から個人情報の提示、または再発行等の依頼があれば、申請者の身分確認の上、申請書の提出をいただいております。

2点目の各方面への指導、苦情、そして3点目の改善の考えでございますけれども、まだ具体的な苦情というのがございませんので、それぞれ考えておりません。

続きまして、2点目の老人福祉の関係でございます。

老人福祉に関しましては2項目ございまして、最初の1項目目は、災害時等要援護者登録台帳の件でございます。

市では、要援護者本人からの申請による、いわゆる手上げ方式という同意方式によりまして、本人情報の収集と関係機関との情報の共有を進めているところでございます。

今後は、災害時にこの制度が円滑に活用できるように制度の周知を図るとともに、必要に応じて情報の更新を図る必要があるものと考えております。

2点目の敬老会名簿作成のための住民基本台帳の公用閲覧申請でございますけれども、これにつきましてはあくまでも住民基本台帳法第11条の2第1項第2号の規定によるものでありまして、区長が行政区の運営上必要な場合で、地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められたものにつきまして、閲覧が認められているも

のでございます。

高齢者福祉に関係しましたところは、いわゆる敬老会事業のリスト作成といったものが対象になっております。担当課の公用確認の決裁後に、市民課におきまして閲覧が認められているものでございます。

3点目の民生児童の分野でございます。

まず、1点目の基本的な考え方でございますが、民生児童委員に関する個人情報保護条例の状況につきましては、平成17年4月1日に全国の民生委員児童委員連合会が、「本人における個人情報保護に関する指針等について」を策定されまして、これに基づきまして実施いたしております。

2点目の苦情の部分でございますけれども、全国社会福祉協議会が発刊します民生児童委員の機関紙「ひろば」の平成17年7月号、平成18年6月号に全国民生児童委員連合会が取りまとめた民生委員・児童委員の個人の情報に関する資料が掲載され、本市においても民生児童委員に配付いたしまして、啓発を図っているところでございます。

平成18年2月には、豊明市民生児童委員協議会定例会におきまして、個人情報に関する取り扱いをまとめた「豊明市民生児童委員活動における指針」を作成いたしまして、活動の指針といたしております。

3点目の改善の考えということですが、以上、現在におきましても、先ほど申し上げた指針に基づきまして粛々と日々の活動を行っているところでございます。

以上です。

No.14 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.15 ○9番(石橋敏明議員)

それでは、ありがとうございました。

先に、個人情報からちょっとお聞きしたいと思います。

今、福祉関係もいろいろ聞きましたが、民生児童の中で指針とか、全国の民生委員で粛々とやっているということなんですが、やっているのはやっているでしょう、当然。聞きたいのは、その内容がどういうふうなところまでどうだとか、そういったものが聞きたいことでありまして、粛々とやるのは当たり前のことでございますので、その辺、ちょっと踏み込んだ答弁を願います。

No.16 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.17 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

民生児童委員活動におけます指針の内容でございますけれども、大きく分けまして2項目でございます。

まず、1項目目は金銭の取り扱いについてということで、5点ほど指針がございます。例えば、親族に連絡をとり対応を願うとか、そういう金銭の取り扱いを行う場合にはこうこうだと、こういう内容が金銭の取り扱いの内容でございます。

それから、その次に個人情報に関する取り扱いについてということで、いわゆる個人情報保護条例に基づきまして、こういった場合、非常に民生児童委員というのは、ご案内のとおり個人のプライバシーに係る部分が多々ございますので、そういった部分をこの指針に基づきまして、それぞれ87名の民生児童委員さんは日々活動しておられます。

以上です。終わります。

No.18 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.19 ○9番(石橋敏明議員)

だから今、お話ししましたように、その個人情報はどういうふうなところまでどういうふうに行われているか、どの範囲内で民生児童委員さんのほうに、例えば市のほうからとかお伝えしているとか、その辺の内容を聞きたいんですよ。

ちょっとその辺をお願いします。

No.20 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.21 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

個々の事例というのは、ちょっと申し上げられませんが、総体的には民生児童委員さんたちは、信頼をされて情報をいただいております。

そうした情報が相談やら個人の訪問、そういった活動の中で、他に漏れることが絶対にならないように気を配りながら活動しておみえになります。ということで、そのあたりはご理解

をいただきたいなと思います。

終わります。

No.22 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.23 ○9番(石橋敏明議員)

例えば、今までいろいろすべての民生の方に聞いたわけじゃないんですが、自分のエリア内、このエリア内の介護とか、いろんな状態を民生委員さんが当然回っているわけですが、それは人間的には口も固いし、非常にすぐれた方でございますが、なかなか社協ないし市、そういったところから情報がだんだん来なくなったということで、すべて私たちが歩いて情報をキャッチしながらやっていかなきゃいけないし、やっぱり民生委員さんもますますいろんな状況で、ご承知のように国もこれも民生にやらせればいい、これも民生にやらせればいいというようなことで、いろいろ新聞等にも出ておりますが、そういうことで民生委員さんも大変でございます。

そういうふうなことで、どれぐらいのところまで現状をお知らせしているのか、提供されているのか、その辺のちょっと踏み込んだところを、まあ支障のない範囲内でお示しいただけたらと思いますが。

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.25 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

市からの民生委員さんへの情報の範囲ということですが、私どものほうは毎月、民生委員さんは地区会長会というのを催しております。そして地区会、また部会に分かれて、例えば障害者部会、高齢者部会ということで活動されております。

そうした中で、私どものほうは基本的には社協を含めまして、民生委員さんには情報はお流しをすると、お渡しをするというスタンスは変わりございません。

それからもし、不都合という部分があったら、一度、地区会長会のほうでもそういった部分を議題に上げて協議をしたいと、このように考えております。

終わります。

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.27 ○9番(石橋敏明議員)

その辺はちょっと言いにくいものですから、その辺は適宜、支障のないようによろしくお願いいたします。

それで、一番問題になるのはやっぱり防災、こういう件になるんじゃないかと思いますが、防災と学校に移ります。

防災で、いろいろ地区とかございました。先だって、防犯協会の会合がありましたときに、ある区長さんからかなりのお怒りで質問がありました。

市は区長を指名しておきながら、まあ愛知署も出席しておりましたが情報を出さない。そこではある事件があったらしいんですが、区長さんは知らなかったと。一般の方から情報を聞いて、すぐさま自分なりにワープロを打って、区内にその情報を発信したと。どうなっているんだというような、確かに区長さんの言われるのもわかりますし、警察もどこまで捜査上という一言で終わっていいものなのか、その辺が今お話ししましたように過剰反応だとか、こういうことになるんじゃないかと思いますが、そういった面をどう考えられておるかということと、改善の余地があるんじゃないかと思いますが、その辺よろしく願います。

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.29 ○市民部長(平野 隆君)

今のご質問は、先だつての市の防犯協会でのやりとりのことを事例に出されたと思います。

そのときに、愛知署の生活安全課長の答弁にもありましたように、なかなか地域で窃盗、空き巣事件等々おきましても、即座にタイムラグがない程度に、その情報がどこの地域で犯罪が発生したという情報は、防災安全課のほうにはピンポイントで来ません。例えば、犯人がそこにまだ潜伏しているとか等々のご発言もありました。

私どものほうに来る情報としては、社会的反響の大きい事件、連続発生しているようなもの、あるいはこの間の碧信の駐車場で起きたナイフ等々の110番通報ということについては、これは大きなことですので、窃盗、空き巣が小さな事件とは言いませんけれども、そういった情報が署のほうから来るタイミングはあります。それを、防災安全課のほうですべて知っているのかということと言われると、知らない部分もあります。

生活安全課のほうには最低限、どういう事件が市内で起きたとかの情報だけはいただけるように、それは逐次お願いにしておりますし、今後も引き続いてお願いにいきます。

もう一つ、地域でそういったことの情報があれば、例えばそういう手口等を、何か防犯教室というものを地域と警察と一遍協議して、地域ではすぐ後に、ちょっと時間はたつでしょうけれども、そのためにどういった行為をすれば、その空き巣等が防げるかといったような指導ですね。警察からのそういった教室の段取りを、防災安全課のほうとして取り組みができたかなということで、また地元と調整をさせていただきたいと思います。

終わります。

No.30 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.31 ○9番(石橋敏明議員)

それで、こういった安心・安全というのは、もう大分前から叫ばれているのに、いまだかつてそういう状態なのかなと、区長会は何のためにやっているのかなと。

いろいろ私も区長を何期かやりましたけれども、ただ書類の提出方法、これも大事でございますが、そういったことも大事であります、やはり安心・安全、これがもう一番今言ったように市民の絶対条件でございますので、そういったものをいかにすべきかという、やっぱりあちらこちら、そういう会合があるたびに、少しでもそういうことはやらなきゃいけないと思いますが、何か今の答弁ですと、今までやってなかったというような気もしますが、そういう関係は今までどうだったのでしょうか。ちょっとお願いします。

No.32 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.33 ○市民部長(平野 隆君)

区長会の折に、当初5月の折には、新しい区長さん等ですので、市からのお願いや、制度的なことを中心にお話するわけですがけれども、その後に質疑時間を設けますので、そういった折に、地域で困っているとかということについて発言をいただければ、そこで発言しますし、また防災安全課等に直接お見えになった折にも、親切丁寧に市の考え方を示したいなというふうに思っております。

お願いします。

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.35 ○9番(石橋敏明議員)

当然、親切丁寧というんですが、そういうことではなしに、やっぱり基本的な考え方というのは、その会議のあるごとにそういうものはやるべきじゃないかと、私はそういうふうに思います。

じゃ、次に学校関係のことを聞きますが、つい先だって、ある子ども会さんの方のお話を聞いたんですが、今、子ども会の役員さん、これも市の関係になるかどうかわかりませんが、役員さんの名簿も拒否される方も中にはみえるということで、そういったもので非常に困っているんだというふうなことを、いろいろ耳にしているわけですが、そういったものについて、例えばそういう会合等について、どうすればできるんだと。例えば、さっきありましたように、拒否される方は一応除いて、それじゃつくりましょうかと。これはできるわけですから、そういった指導もやっぱりやらなければ、そこは拒否される方がいると、ほとんどのところがつくってないような状態で、非常に困っているというような話を、聞いてはおりますが、そういったこともいろいろな会合があると思うので、そういったところには子ども会さんは出席されるわけですから、そういった指導もやはりやるべきじゃないかなと、こういうふうに思います。

時間も過ぎますので、個人情報是非常に大切な問題ですが、個人情報があるからだめだよと言え、もう何にもしなくていいんですよ。だから、それじゃ私はいけないんじゃないかなと、支障がやっぱり起きてきますので、それはどうしたらこうだということは、市からそういう情報なり、指導するのが適当だというふうに思います。

今後とも、ひとつよろしく願いいたします。

それから次に、放置自動車の件に移ります。

放置自動車は、私も今度4回目なんですけど、いろいろ市内でも特定な方かもわかりませんが、熱心に言ってこられる方もみえます。だけど、こういった方もよければということ言ってみているわけですから、やっぱり真摯に受けとめて現場の対応、これはやっていかなきゃいけないことだと思います。

最近ですが、周りの市町を調査させていただきました。前回、数年前もやったわけですが、東郷町に至っては昨年、私は一番初めにやったのは平成15年です。そのときは条例をつくるということでしたが、その後、つくったということを知っていましたが、先だって聞きましたら、それは要綱であったと。要綱ではどうしようもないということがわかったので、私はもらってきましたが昨年の6月、条例を制定しました。

条例があるとないとはえらい違いだと。東浦町も条例がないとどうしようもないよと。大府市もしかり。豊明市さん、条例ないの？何をやっているのかなと。私は何度もこれは質問しているんです。だけど、いまだにこういう状態。どことは言いませんが、豊明市さんにみんな持って行って捨てているんじゃないのということ。

それで今、4台という答弁がありました。4台、どこどこにありますか。ちょっと聞かせてください。

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.37 ○経済建設部長(三治金行君)

4台の場所ということのご質問でございます。

まず、二村台に2台、それから新栄町に1台、三崎町に1台と、計4台でございます。

そのうち、二村台にあります1台につきましては、今月の10日に撤去をする予定でございます。

終わります。

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.39 ○9番(石橋敏明議員)

いかに動いてないということ。私が4日ぐらい前、ちょっと夕方、回ってみました。3台、4台はあります。

市民からぼろかすに実は言われました。今、こういうふうに言いましたように、「市に何を言ってもあかんじゃないの。もう言わぬよ」と。「石橋さん、その辺見てごらん」と。二村台の14棟、15棟、14棟の横、ハローフーズの横にも1台。これは銘板がありません。全部控えてきましたけれども、まず9割間違いないと思いますが、ハローフーズの後ろの通りですね、この通りに何台だったかな、5～6台あります、ここだけで。

それで、14棟の横にある軽自動車。ちょうどたまたま通りかかった人に言ったら、「これなんか何年市役所が貼りに来たの。もう2年、3年になるよ」と。よく見たら黄色い、これだけ残ってました。軽自動車はパンクして何もなし。その後、ずうっと荒巻池のところまで降りてきました。左側に今、4～5台。6～7台ぐらいあります。

それで、まさかと思って唐竹公園の横の駐車場、市の駐車場ですね。あそこはしょっちゅう満杯なもので、いつも入れないもので、まさかあの中にはないだろうと思って、ちょっと入ってみました。あるわあるわ、5台。20台ぐらいしかない中に5台。中にはジャッキをかけて、タイヤもない。全然見てないですよ。職員がパトロールしているなんて、とんでもない話。

30棟の裏はどうですか。間米の方から、石橋さん何言っているの。軽自動車ガラスも割れて、ポンプ小屋の後ろ。あそこの通り。あれ前から私は言っている。もうすごいごみ。私は下に人が埋められているんじゃないかと思って、あそこの100メートルぐらい何度も踏んでみました。100メートルもない、50～60メートル。もう布団から何から側溝に。外人の方もいて、ぺらぺらしゃべってましたので、私はずうっとクルマを控えてまいりましたが、二村台だけでざっと20台。こういった状態なんです。もうとにかく汚い。行ってごらんなさい。

ポンプ小屋の向こうの藤田学園の道路、出口に軽四がガラスが割れて、もう入れんよと。どうなってるのと。言ってもやらんから、みんな言わないんだと。二村台、間米近辺の人はあそこをやってるから。これはよそはまず通報なり、それからごみの監視員、どこでもいます。この方がほとんどやっている。市民からの通報もありますが、その方をお願いもしている。

それで東郷町いわく、聞いてみました。いろいろ土木の担当ですから、土木の方がいろいろ現地、町内に行きますよねと。こういうことはどうですかと。私たちも心得てますので、現地に行くのに、きょうはちょっと時間があるからかもわからんけど、こっちを通ったり、いろいろな道路が結構目につきますと。それでやることもありますので、そういうことでやりますということです。

働いてないじゃないですか。ずっと市町の皆さんが統一して言われるのが、市町は市民の信頼を損なうのは、こういったもので信頼を本当に失うと。これが私ども一番怖いんで、徹底的にやりますと。聞いてごらんなさい、みんなそう言っている。統一しています、みんな。本当によくみんなやってるなど。市民の信頼がなくなるということで、真剣にやります。

大府市は去年までに50台処理しました。東海市も、全部一時保管所をもっています。それはいろいろやりますが、一番強行にやるのは東浦です。大体同じです。2週間貼って、警察に盗難車かどうかというのを調査してもらって、後はもうすぐ持って行って、1カ月、東浦は公示して、来ない場合は即、持って行ってもらって処分すると。全く問題ないですよ。言ってきたら、条例を出しますので、怖いことはありません。こういうふうですと。

もうちょっとやる気じゃないと、本当に。やってくださいな。やらなさ過ぎるよ、本当に。よそを聞いてください。たったこれですが、本当に信頼をなくしますよ。市長、どうですか。

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.41 ○市長(相羽英勝君)

私も石橋議員の言われるように、放置自動車がある現場を今見てきたわけじゃありませんから、わかりませんけれども、私は一度よく見て、それなりの対策を打たせていただきたいと、かように考えております。

No.42 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.43 ○9番(石橋敏明議員)

ありがとうございました。

市長、ひとつよろしく願いいたします。

やっぱり皆さん言います。きれいなところに石橋さん、物をあれだよねと。市町の皆さん、そう言われました。中には、そういうことで条例がなきゃしょうがないよと。それで余計なことも言われました。「豊明市、最近、事件も多いよね」と、そこまで言われました。もうちょっと心してくださいよ。よろしく願いします。

次に進みます。

公園につきましては一応、防災公園を順次やっていただくということで、非常にありがたいことであります。

それで、これにまた考えていただきたいのは、水の問題、トイレの問題、こういったもの。それから、いろんな各小公園も見ておりますが、死角が非常に多い。本当に死角が多いものですから、何年もかかるようであれば、とりあえず金網とフェンスを取り除いて、植木、垣根、こういったものを低くして、とりあえず1本おきに切るとか、そういったものは必要じゃないかなと、こういうふうに思います。

それと枝打ちですね。これは今、そのときに即やってもらったのは母子センター。見てください。母子センターと体育館の横のあれを切ってもらいました。物すごく評判がいいです。あそこを通る人は何人も言われた。これいいねと。本当に見てくださいよ。

それと、大蔵公園も先だってみてみましたが、大蔵公園も同じ。植木の中にぼんと子どもでも放り込まれたら、こんなことを言うてはいけませんけど、そういう事件がありまして、これはわかりませんわ。ぜひよろしく。

どうでしょうか、その辺。

No.44 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.45 ○経済建設部長(三治金行君)

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたように、各公園については、例えば道路との高さがあったり、そういうことがございますので、フェンスの取り除きというのは、各公園においていろいろしていきたいと。

もう一つ今、議員がおっしゃるように、剪定につきましては、先ほどお話があったように、保健センターにつきましては私も見ております。足の部分が見えるような、下の方が切つてあるというような感じでございますので、そういうものも含めまして、地元の区長さん、地元の方と相談しながら、今後も進めさせていただきたいと思っております。

No.46 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.47 ○9番(石橋敏明議員)

それじゃ、長々といろいろちょっと興奮ぎみでございましたが、どうもありがとうございました。

ぜひひとつ、そういうことで心してよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

これで終わります。

No.48 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、9番 石橋敏明議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分再開

No.49 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.50 ○6番(杉浦光男議員)

議長のご指名をいただきましたので、質問いたします。

財政の健全化を推進するために立ち上げる全庁的なプロジェクトチームの取り組みについて、まず伺います。

財政状況が厳しいことは、当局においても、議員においても語られています。

財政構造の弾力性を示す指数である普通会計決算の経常収支比率は、平成 19 年度で 88%です。愛知県市町村平均は 84.9%です。

従来、一般的な数値にあつては、75%が妥当、健全なものであるとされています。

その時代の経済的、社会的な背景があるとはいえ、財政状況の深刻さは増していることは事実です。

こうした財政状況、財政運営を改善し、将来にわたり持続可能な自立した財政構造とするためには、やめるべきものはやめ、改めるべきものは改め、なすべきことはなすの姿勢、不退転の決意が必要かと思えます。

そこで、プロジェクトチームの取り組みについて期待するものであります。身のある取り組みにしてほしいと思えます。

そこで、伺います。

プロジェクトチームの取り組みの進捗状況について。

具体的にこれから論議される内容について。

次に進めます。

市内には、桶狭間古戦場伝説地、戦人塚、沓掛城址、一里塚などの史跡、名勝地二村山、治水の勅使池、古代から中世まで京と東北を結んだ鎌倉街道、国内でも珍しい赤花のナガバノイシモチソウなど、観光資源となり得るものは多数あります。

また、これらの多くは国や県、あるいは市指定の文化財として後世に残すべき貴重な財であるのです。

桶狭間古戦場伝説地について言えば、1560年に織田信長が今川義元を敗った桶狭間の戦いから、来年は 450 年を迎えます。節目の年でもあります。

そのときに当たり、豊明市は古戦場のまちとして、国指定の文化財、桶狭間古戦場伝説地の社会的価値をより一層高め、知らしめることが重要かと思えます。地域の特色を生かした魅力あるまちづくりができるということと同じであります。

市の文化財等の資源の社会的価値を高める一つ的手段として、豊明市内に限らず、近隣市町の小中学生にPRをしていただきたいと思えます。効果的であろうと思えます。

遠足や社会見学の目的地として推薦できるように、名称、史跡ルートの設定、冊子の作成など、観光や学習のためのもろもろの整備を急いでいただきたい。

次に進めます。

豊明市危機管理要綱が制定され、施行されています。市民の生命、身体及び財産の保護の実現を図るために必要不可欠な要綱であります。

今回の新型インフルエンザに関して、いかに当要綱が機能したか、また健康被害をもたらす感染症にそれぞれ所管部がどのように動いたか、検証していきたいと思えます。

市の行動計画のありよう、市民の生命、財産、身体の保護に、第一義的に責任を担う消防本部、市の子どもの教育に責任を担う教育委員会の対応マニュアルについて伺います。

次に進めます。

小学校は平成23年度より、中学校は平成24年度より新学習指導要領の全面実施が始まります。現在はその移行措置が始まっています。

外国語活動、実際は英語活動と考えてください。全面実施の段階で、小学校は、小学校5、6年生がそれぞれ週1、年間35時間の授業が必須となります。そのために、本年度と来年度の移行期間中に外国語活動が導入されています。

日本教育新聞社による緊急全国アンケートによりますと、その結果は、本年度、年間の授業時数、小学校5、6年生ですが、26から35時間の学校が57%と過半数であったと報じています。全国の小学校で、外国語活動に力を入れている様子がうかがえます。

そこで、移行措置1年目の本年度、本市において外国語活動の時数、ALTの派遣状況、指導形態、課題等について伺いたいと思えます。

現在、ALTは小学校9校で1名です。中学校3校で1名の2名であることは把握しております。

以上で、壇上からの質問を終わります。

No.51 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.52 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、最初の質問の行政改革の取り組みについてお答えしていきたいと思えます。

1点目、プロジェクトチームの取り組みの進捗状況についてですが、行財政改革プロジェクトチームにつきましては、昨年度に引き続き今年度も編成して、一層の行財政改革に取り組んでいきます。

平成22年度の財政状況は、本年度に比べてさらに一段と厳しさを増す見込みであることから、今年度は全庁的な体制により改革を行っていきます。

第2期のプロジェクトチームは、企画、総務、消防などを第1部会とし、市民、健康福祉、

経済建設の第2部会に分けて検討していきたいと考えております。

メンバーは、部長をサブリーダーにして、おおむね各部より2名の課長クラスで構成をしていきます。

今月からこの会議を重ねていきたいと考えております。

それから、見直しの具体的な内容についてですが、昨年度は歳入に見合った歳出を基本的な財政運営の考え方に立ち返り、優先順位の低いものから削減していくという方針のもと、「ムダ・ムラ・ムリ」の3ムの削減とあわせて、事務事業の見直しを図ってまいりました。

今年度もこの手法を引き継いでいきます。各部ごとに課題を調査して、削減可能な事業を検討してまいりたいと考えております。

また、人件費、委託料、補助金、その他種々の事項についても可能な限り取り組んでまいります。

次に、人の配置、組織の見直しについては、これも重要な案件ですが、市では職員を削減してきていますし、今後もさらに削減していかなければなりません。しかし、増え続ける住民ニーズに的確に対応していくには、組織のスリム化を図り、効率的な体制を築いていくことが必要不可欠となっていきます。

行政課題に有機的に取り組める組織にしていくことも重要ですので、職員配置につきましては、適材適所の考え方に立って、その職務にふさわしい意欲的な職員配置を行ってまいります。

このため、今年度は、組織・機構の見直しについても検討委員会の設置を行い、具体的な改革案を策定していく予定です。

以上で終わります。

No.53 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

No.54 ○経済建設部長(三治金行君)

桶狭間古戦場の将来の姿についてというようなご質問がございました。

本市の代表的な観光スポットにおきましては、桶狭間の古戦場が特に挙げられます。

さらに、戦人塚や鎌倉街道、名勝地二村山、数々大きな観光資源がございます。

特に桶狭間の古戦場は全国的にも知名度が高く、古戦場のまちとして、本市の知名度を高くしていくことがあると私どもは考えております。

古戦場まつりはこの6月6日、7日においても行われましたが、武者行列の参加者の中には、県外の方々や、留学生ではありますが、外国の方々も参加されております。

桶狭間の古戦場まつりの開催委員会のご努力によりまして、大盛況のうちに終えている

ところでございます。

現在、観光スポットのPRにつきましては、来年の桶狭間の合戦、開戦 450 年に向けまして、名産物の開発や、史跡などの観光地を巡る散策マップなどの作成を、商工会、市、関係者と委員会を設置しまして行っていきたいと考えております。

この事業につきましては、小規模事業者新事業全国展開支援事業というもののの中で、昨年度調査研究をさせていただき、21 年2月に申請をさせていただきました。そういう中で、4月に採択をされております。

これは、上限が 800 万円ということで、全国の商工会連合会より商工会のほうに補助される、こういうことになっております。

この事業の中で成果を、「ニッポンいいもの再発見」、これは毎年、関東地方のほうで行われますが、こういうところに出店をさせていただきまして、全国に発信してPRしてまいりたいと考えております。

また、豊明市に観光などで来られる方のために、今年度、観光ボランティア、これを養成する研修会などを生涯学習課と協力をいたしまして進めたいと、こういうふうに考えております。

終わります。

No.55 ○議長(坂下勝保議員)

濱島健康福祉部長。

No.56 ○健康福祉部長(濱島義和君)

質問の3問目、危機管理の推進についてということで、インフルエンザ関係のご質問が寄せられましたので、私の方からお答えをしたいと思います。

市では、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の安全及び安心を確保するため、危機管理要綱を定めております。

その対応は、所管する部、課が対応するものとしており、業務ごとに対応マニュアルを整備するものでございます。

健康課では、国が今年の2月に見直ししました新型インフルエンザ行動計画、及びガイドラインに連動する県の行動計画、及びガイドラインの見直しを待つて整備をすることにいたしておりましたが、このたび世界流行の兆しもあり、急遽暫定版を作成いたしまして、現在対応しているところでございます。

そこで、壇上でのご質問の中で、市の行動計画のあり方、ありようというご質問をいただきましたものですから、概要を簡単に申し上げたいと思います。

豊明市の行動計画につきましては、国・県に連動した計画でありまして、大きくは5つの段階にまとめられております。

前段階は未発生期、それから第1段階は海外発生期、第2段階は国内発生期の早期、そ

して第3段階は感染拡大期、蔓延期、回復期、最後の第4段階につきましては小康期という段階でございます。

現在、ご案内のとおり日本は第2段階、国内発生早期で地域に限定的な発生ということにとらえられております。

本市はこれに伴いまして、対策本部を設置中でございます。

対応といたしましては、市民の安全・安心のため、相談窓口を設置いたしまして、発熱受診医療機関への案内等、また瀬戸保健所が設置しています発熱相談センターへの連絡調整を実施しているところでございます。

例えば市内で発生した場合は、即座に対策本部を招集し、限定的か、またあるいは集団発生かといった部分を判断いたしまして、市民にお知らせをいたす予定でございます。

集団発生が疑われる場合につきましては、県の指示により保育園の休園、あるいは小中学校の休校、さらにはイベント等々の自粛も要請することになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、この秋には新型インフルエンザの第2波の予想もされておりますので、市民の安全・安心の確保に根差しました行動計画やマニュアル整備を図ってまいりたいと考えております。

終わります。

No.57 ○議長(坂下勝保議員)

山崎消防長。

No.58 ○消防長(山崎 力君)

新型インフルエンザに対しまして、消防のほうに対しましてもご質問いただいておりますので、答弁をさせていただきます。

消防本部は、消防庁から通知がありました「消防機関における新型インフルエンザ業務継続計画ガイドライン」に基づきまして、豊明市消防本部新型インフルエンザ業務継続計画を策定しております。

新型インフルエンザ発生時に本市の消防が果たす消防・救急業務等について、優先すべき業務を特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保等に必要な事項を定めております。

救急業務は急増することが予想されますので、最優先業務といたしまして、厚生労働省が想定する、署員の25%がインフルエンザに感染した場合でも、庶務の係員等、あるいは日勤者を隊員にするなどして、緊急出動体制を確保することとしております。

救急隊員は、新型インフルエンザに感染した患者に直接、接するおそれがあるわけでありまして、119番受信時に聴取すべき事項、あるいは感染防止衣着用等の緊急搬送時の留意事項も定め、職員への感染防止に努めております。

終わります。

No.59 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.60 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうに2点ご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず1点目、危機管理の推進についての中から、小中学校に係る今回の新型インフルエンザに関する対応についてにお答えをいたします。

この件につきましては、基本的には、すべて国・県の行動計画に基づいて、県の尾張教育事務所より通知がなされます。

この新型インフルエンザに関する対応につきましては、この4月28日より市内の小中学校に対し、国・県からの情報を通知するとともに、臨時休校の措置を講ずることができるよう準備をお願いいたしました。

各家庭に対しましては、混乱が生じないように、連休前、5月1日付でご通知を差し上げました2点であります。

人ごみを避けたり、うがい、手洗いを徹底していただきたい。

それから2点目、県内で発生した場合には、全学校を休校することが要請される場合がありますということで周知をさせていただきました。これは、学校を通して文書で通知を差し上げました。

それから、連休明けになりまして5月11日ですが、学校が休校となった場合には、修学旅行、野外活動が中止あるいは延期等の処置を行うことがあること。

それから、新型インフルエンザが心配される場合は、発熱相談センターに電話をすることということを、同じく文書で通知を差し上げました。

この後5月22日になりますと、政府の基本的対処方針の内容が改定されたのを受けまして、臨時休校や修学旅行の取り扱いが大きく変わりました。これについて、小中学校に改めて通知を差し上げました。

まず、臨時休校の措置につきましては、感染の拡大防止に努めるべき地域と判断され、愛知県から臨時休業を要請された場合は、一部または全部の学校を臨時休業とする。

それから、2点目につきましては、急速に患者が増加していると判断された場合につきましては、児童生徒を感染から守るために臨時休業または学級閉鎖について、季節性のインフルエンザと同様の対応をとる、こうした通知を差し上げました。

また、修学旅行等につきましては、次のように対応をしております。

急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域、それから臨時休校を実施している市区町村に行く場合には、延期あるいは目的地、日程等の変更等の適切な処置を行うということで、ここで「中止」という言葉が消えております。

それから、臨時休業の措置を講じている学校は延期をするようにというようになっております。

発生から今日に至るまで、学校、保護者の方につきましては、迅速、適切な対応をとり、それぞれ指導、通知をさせていただいているところであります。

それからかわりまして、2点目にご質問をいただきました小中学校の外国語活動の指導についてであります。まず最初に、本年度の外国語活動の授業時間数、ALTの派遣状況、指導形態についてお答えをしていきます。

まず、小学校におきましては、外国語活動は5、6年生を対象に、議員のご質問の中にありましたように、平成23年度には35時間の時間で全面実施をされます。

今年度より移行期間となりますが、本市におきましては、今年度は15時間程度、来年度には25時間程度と、段階的に外国語活動を実施する予定となっております。

ALT、いわゆる外国人指導助手の派遣につきましては、昨年度までと同様に、小学校1名、中学校1名の外国人講師を派遣しております。

外国語活動のねらいは、外国語を通してコミュニケーションの素地を養うことでもあります。講師である外国の方とのコミュニケーションとしても、ALTの活用は、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみさせていく上で大変有効です。

授業形態は、担任が授業を組み立て、発音や表現においてはALTが担当しております。

子どもたちが楽しみながら学習できるよう、今後も効果的に指導に努めてまいります。

次に、中学校におきましては、平成24年度に全学年で35時間が増加になります。

授業時間数の増加とともに、学習する英単語の数も増えてまいります。英語学習のねらいは、外国語でのコミュニケーション能力の育成であります。体験的に言語や文化についての理解を求めるとともに、積極的にコミュニケーションを図る態度を育ててまいります。

それからかわりまして、最後に今後の課題はということですが、一つはALTによる授業時間数の確保。それから、2つ目は外国語活動の研修という問題であります。

市のほうの教育委員会の研修としては、今年度2回の外国語研修をしておりますが、校内での研修の充実につながっていくよう、計画をしておりますというふうに思います。

以上、答弁を終わります。

No.61 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.62 ○6番(杉浦光男議員)

壇上での質問の流れに沿って、少しずつ質問させていただきます。

まず、プロジェクトチームの立ち上げですけれども、例えば自分の課にムダはないかとか、ムリはないかとか、あるいは削るものがないかとか、こういうことはそれぞれの課は自分の範疇で、カテゴリーで所管しているわけですから、非常にやりやすい。

そういう面では、今までどういうところに問題点があるかというのはかなり指摘されてきておりますし、それなりの成果は私は上がってきているというふうに思います。

それはあくまでも量の問題であって、もう少し質の問題が論議されるべきじゃないかと思えます。

その質の問題というのは、やはり質の問題の観点というのは幾つもあると思えますけれども、その一つはやはり組織とか機構というシステムの問題、これがまず一つあると思えます。

それからもう一つは、質と言え、文句を言うなら、これをもう絶対的にやめてしまおうぞ、あるいは「こうするぞ」というメインの柱になるようなものが、今度、質と言えのじゃないかというふうに考えます。

そこで、質問の1番目ですが、組織とか機構とか人事について検討委員会を立ち上げるということですが、その検討委員会のことについてもう少し具体的に、私のような頭の悪い人が聞いても意味がわかるように説明していただけるとありがたい。

No.63 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.64 ○企画部長(宮田恒治君)

では、まず最初に、1点目の組織の問題につきましては、今後職員数を減らしていきますと、現状の組織を維持することが困難になってきます。

このためどうするかというと、当然組織をスリム化して、その対応をとっていかなければならない問題が生じてきます。このため、来年は、組織あるいは改革の見直しを検討するところでもあります。

そしてこの組織、改革の中で、縦割り、組織の見直し、事務の弊害等もこの中で見直しをしていきたいと考えております。

例えば事務事業の関連の深い部署等は、統合などをして事務のスピードアップを図っていきたく思っております。

また、全庁的な課題の部分も当然生じてきますので、こうした全庁的な課題につきましては、先ほど言いました課を超えたプロジェクトチームを立ち上げていきます。

これが、先ほど言いました行政改革プロジェクトチームであったり、また定額給付金プロジェクトチームを立ち上げてきましたので、このように全庁的な課題については、課を超え

た中で対応していきたいと思います。

それからもう一つ、来年の行革の検討はどうするんだということの質問もありましたので、それについてもお答えをしていきたいと思います。

現在、市の行革プランは第5次行革プランに基づいて、ずっとこれまで行革を進めてまいりましたけれども、昨今の景気の悪化につきましては、もう行革のスピードアップが求められてくるようになりました。

このため、昨年、行革プロジェクトチームを立ち上げた理由もこうしたことにあります。

そして、20年度ของときは、特に管理部門、企画、総務部門の中で、この改革プランを立ち上げてきましたけれども、この中だけでは決して全庁的にはちょっと見ることはできませんでしたので、今年度の行革PTにつきましては、全庁的にこの改革を進めるという形で、全課からこの職員を集めて検討していくことになっております。

こうした行革も継続的に、来年以降もまたさらに進めていきたいと考えております。

以上です。

No.65 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.66 ○6番(杉浦光男議員)

私の質問と企画部長の答えの中から、それなりの方向性は見えてきたかというふうには思うわけですが、ここで、市長さんのお考えを一言いただきたいですが、いかがでしょうか。

No.67 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.68 ○市長(相羽英勝君)

行政改革ということは、古くて新しい言葉でありますけれども、ご承知のように、今、歳入のほうで全国的に自治体はへこんできているわけでありまして。

一方では、歳出のほうは右肩上がりになりつつある。

こういう状況で、収入と支出というのは反比例しているわけでありましてから、当然のことながら、事業は金と人と物、こういうことを言いますが、行政改革というのは、どういう事業をどういうふうに行っていくか、こういうことで、その手段としてお金と人と、それから

物が要るわけでありませう。

そういう面では、豊明市の場合、人の部分については、先ほど企画部長が言いましたように、かなりのピッチで今進めております。

それからお金の部分、これについても補助金等々、議員の皆さんのご理解を得ながら、駆け足で今進めているわけでありませう。

あともう一つ、物というのがありますけれども、これは恐らく業務としては、仕事として大きなもの、こういうものについては少し新たなメスを入れていかなきゃいけないのかと、こういう考え方をしております。

それと、やはり総論賛成、各論反対というふうにどうしてもなりますので、こちら辺は選択と集中というような考え方で今後取り組んでまいりたい。こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

No.69 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願ひます。

杉浦光男議員。

No.70 ○6番(杉浦光男議員)

この問題については、我々議員も大きな課題と責任を負っているかなというふうに思ひます。

私としては、昨年からこの問題については数回お聞きしております。どういふふうになっていくかなということを期待をしております。

では、次の質問ですけれども、今度は少しやわらかく、文化的な面も含めて、豊明市の財産としての文化財をうまく観光に生かして、知名度を上げていくという問題ですが、さっきの答弁の中で、散策マップ作成等の委員会というお話がありましたが、この辺、もう少し具体的に聞かせていただければありがたいというふうに思ひます。

No.71 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願ひます。

三治経済建設部長。

No.72 ○経済建設部長(三治金行君)

散策マップということでございますけれども、先ほど答弁でお話をさせていただきました中の全国展開支援事業、こういう中におきまして、市の観光を全国的にPRする、そういう中の一つとして、散策マップを作成していただくというようなことを考えております。

これにつきましては、桶狭間古戦場、沓掛城址等々、いろいろなコースのマップも踏まえて作成をしていきたいと、こういうふうに考えております。

説明を終わります。

No.73 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.74 ○6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

その委員会を立ち上げる場合、立ち上げ方によって一定の限界はあるかもしれませんが、各界というか、いろいろなところで働いてみえる方を委員会の中に加えると、私は多方面を見たところのちょっと視点が広がった形の散策マップがつかれるかなと思いますので、委員会の構成というのは、一定の限界とか、つくる上についての制約等いろいろあるかもしれませんが、よく考えてつくっていただきたいというふうに希望をしておきます。

それから、観光ボランティア等のお話も出ておりますが、これもちょっと細かいことを言うと、観光ボランティアはどういうふうに進めていきますかね。

No.75 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.76 ○経済建設部長(三冶金行君)

観光ボランティアという内容のご質問ですが、これにつきましては、桶狭間古戦場など、こういうものに関心のある方を観光ボランティアとして養成していきたい。

これは、地元から活性化を図るということもありますけれども、観光で立ち寄る人々に史跡の説明などでPRもしていきたい、こういうような目的でボランティアを研修したい。

これにつきましても、年間に5回くらい研修会を開かせていただきまして、知識の話し方の研修とか、史跡のルートを巡る現地研修等々を研修の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

答弁を終わります。

No.77 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.78 ○6番(杉浦光男議員)

発想としてはよろしいのですが、これはいざとなるとなかなか、簡単なことだけれども、観光ボランティアとして人を募って、そして研修をして、それでそれを実践するとなると、これはなかなか難しいプロセスもあると思います。

願いですけれども、これが成功することを願っております。

その前に私は、この市の職員の中でその道のプロになるような人はおりませんか。やはり市の職員でしたら、皆さん理事者側の指揮命令も聞きますし、いろんな時間的なことも考えられますから、職員の中でそういう道のプロをつくっていただきたいと思う。

例えば行政視察でどこか私らが行きますと、そういうところで、その自治体であつと思うような人がいる自治体もあります。いないところもありますけれども、あつと思うような人もおります。

だから、優秀な人材がいると確信しておりますので、ボランティア、まさに給料を度外視して、「私やりますよ」、「僕やりますよ」という人を探してくださいよ。これもお願いをしておきます。

再質問ですが、今度組織にかかわって、文化財ですから、これは生涯学習課が文化財についての維持管理、次の世代に伝えるようにそれなりに頑張っていたいただいている。

それから、観光として売り出すのは産業振興課がやっておりますね。これは何か行政の縦割りというのが強いような気もいたします。

今度のプロジェクトチームの取り組みの中で、そこら辺もちょっと一つ考える視点にしてみてくださいよ。

産業振興課が観光を請け負ってと、2階にポジションは、座席はすぐそばですが、指揮命令系統は縦割りですので、縦割りの弊害が出たら進行がちょっとストップすると思いますので、私はそれをうまくドッキングして、文化財を保護し、次の世代にばちっとしたもので伝える。それから、知名度を上げるために観光として売り出すよというのがドッキングしてやれませんかね。ということであります。

次の質問にいかなきゃいけませんので…。

これを答えていただかなきゃいけません。今言った産業振興課と生涯学習課の縦割りの問題、何か考えるところはありますかというふうに企画部長に聞きますので、教えてください。

No.79 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.80 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほどの組織の見直しについてもお答えしたとおり、こうしたいろいろな「ムダ・ムラ・ムリ」がある事業については、それぞれ精査しながら、また組織改革の中で改めて取り上げて検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

No.81 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.82 ○6番(杉浦光男議員)

では、次は危機管理のほうで聞きます。

ちょっと細かくなりますけれども、この新型インフルエンザについて、どういうふうに動いてきたかというのを検証するというふうに、私は一番最初壇上で言ったわけですので、ちょっと細かいことを聞きますね。

4月30日に警戒本部を設置したとありますね。この警戒本部というのは何ですか。

No.83 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.84 ○健康福祉部長(濱島義和君)

危機管理要綱には、警戒本部の規定はございません。

しかしながら、危機管理部門と公衆衛生の部門が速やかな連携を図る必要から、この新型インフルエンザ行動計画につきましては、国の第1段階発令によりまして、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、4月30日に市長を本部長とする警戒本部を設置いたしまして、情報収集活動を開始いたしました。

終わります。

No.85 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.86 ○6番(杉浦光男議員)

そうすると、もう一度流れを確認しますと、警戒本部ができますよね。警戒本部は、だから主管とすると、主管の部が言うなれば案をつくって、実際は市長が、本部ですので本部長でしょうけれども、4月30日に警戒本部をつくる、その警戒本部をつくる根源というか、もとは何ですか。

これは、ずっとお聞きしますと、行動計画の暫定版が根源にあって、それで警戒本部ができるわけですね。で、警戒本部ができたなら、今度5月18日に行動計画に基づいて対策本部ができたわけでしょう。

だから、警戒本部が最初にあって、これはきっと主管のところはぱっと察知して本部をつくって、これは事が大きくなったということで、対策本部に広がったというふうに理解すればいいですか。

No.87 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.88 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

基本的には今、議員が暫定版とおっしゃいましたが、まさに暫定版でございます。

というのは、この行動計画につきまして、いわゆる4月23日にアメリカで新型インフルエンザが発生した、その情報を受けまして急遽つくったものでございます。

愛知県の健康福祉部からも、4月16日付で、いわゆる市町村も新型インフルエンザに関する行動計画をつくって下さいよという通知はきております。

それに基づきまして、このゴールデンウィークまでに急遽つくったものでございます。

したがって、現在は暫定版ではございますが、この辺の部分につきましては、この秋までにタイムラグがございますので、各課の行動マニュアル等々と照らし合わせながら、市の行動計画を作成してまいりたいと、このように考えているところでございます。

終わります。

No.89 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.90 ○6番(杉浦光男議員)

私も不勉強で、流れの部分でまだ十分理解していない部分がありますが、次に進めません。

中学生の海外派遣事業について、もう理由はいいですので、イエスかノーかだけで、中学生の海外派遣、今の段階で行くというふうに判断しているのか、もうやめというふうに判断しているのか、まだ未知数だというふうに判断しているのか、教えてください。

No.91 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.92 ○教育部長(竹原寿美雄君)

海外派遣は、6月26日からの分は受け入れですが、海外派遣の分につきましては、現在まだイエスと、行うという状況で承知しております。

ただし、現在オーストラリアのほうの新型インフルエンザの状況が非常に悪化しているようですので、その状況を見極めながらの決定になるというふうに承知をしております。

以上です。

No.93 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.94 ○6番(杉浦光男議員)

危機管理のを消防本部に聞きます。

先ほどのお答えですと、4分の1程度がインフルエンザにかかっても代用が利くということでしたが、本当に代用が利くんですか。

No.95 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山崎消防長。

No.96 ○消防長(山崎 力君)

ガイドラインは、先ほど申し上げましたように、国、消防庁あるいは厚生労働省が示しているのは、罹患者が4分の1程度の想定のもとでございますので、それに基づいて私ども

の消防本部の対応マニュアルも作成をしてございます。
終わります。

No.97 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.98 ○6番(杉浦光男議員)

また代用の問題ですけれども、代用というと何か失礼なこと、要するにかわりの人という意味ですが、救急車の運転手とか、あるいは通信員、119番を受ける人、そういう人というのは、一定の仕事の難しさというのが私はあると思うんですが、くどいようですが、そういう方もほかの人で、ぱっとかわれるということですか。

No.99 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
山崎消防長。

No.100 ○消防長(山崎 力君)

代替の職員といいますが、そういったことでお尋ねだと思いますが、通信の関係におきましては、今私どもは3交代でやっております。

その一つの中に2人専門の通信員を配置してございますが、これは通信員の関係は、かなり消防の経験とか、知識とかということが必要な感じになります。

それはどういうことかという、119番に入ってくるのはインフルエンザだけではなくていろいろなことが出てきますので、先ほど申し上げましたようなかなり知識が必要です。

ただ、交代要員の中にも、そういった者も含めて養成をしておりますので、そういった形で進める。

それから、隊員のほうでございますが、日勤者のほうにも当然救急隊経験者、そういった者が対応できる職員でございますので、急場の場合はそういった職員を充てて、そういったインフルエンザ対策を考えたマニュアルづくりにしております。

終わります。

No.101 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.102 ○教育部長(竹原寿美雄君)

先ほどのご質問で、海外派遣のことでちょっと誤解を生ずるような回答をしたようでありますので、改めて回答させていただきたいと思えます。

8月8日からの中学生の海外派遣事業については、現在のところは当初の計画どおりということではありますが、今後の状況を見守っていきたいということで、最初に6月というふうに発言したのは、受け入れのほうであります。派遣のほうについては、いまだ実行をしていくという段階であります。

6月からの受け入れにつきましては、中止の決定をさせていただいております。

以上です。

No.103 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.104 ○6番(杉浦光男議員)

消防署の方というのは、通信員の方も、救急車に乗られる方も、やはり普通の職務とはちょっと違った難しさというか、そういうものがあると思うわけです。

だから、ほかの人でかわれるかということをごく聞きましたけれども、本当にかわれるのかなというのを今まで思っていたわけです。

ですが、今のお答えで、常々訓練をしたり、あるいは内勤の者でもかわれるよ、ということでしたので、その言葉を信じて、緊急に対応できるのだなというふうに思います。

それから、資機材については、備蓄だとか保有状態を簡単に言ってください。

No.105 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山崎消防長。

No.106 ○消防長(山崎 力君)

資機材につきましては、これは救急の関係でございますが、感染防止資機材ということで、現在は三百六十余セットを保有しております。

今回、この6月の補正でも計上させていただいております、700セットの計上をさせていただいております。これをお認めいただきますと、1,000セット余ということでございます。

それで、先ほど申し上げましたように、救急に行きますと、職員が3人で対応させていただきまますので、1回出動するごとに3セット要るということになります。

先ほど申し上げました4分の1程度が罹患しますよということでございますので、そのうち、この救急で患者を運ぶというのが、豊明市で想定をしますと1,000人くらいの入院患者が出る、1,000人強と想定されるわけです。そのうちの約7割くらいが救急患者、救急車で運ぶということになると思います。

そうしますと、七百余の人を運ぶということになりますので、それで3人で対応するということになりますので、かなりのものが要る。

したがって、そうするとおおよそ想定をしますと、二千余の例えば4分の1の人が罹患するという想定をしますと、2,000セット余要るということになるわけでございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、6月の補正をお認めいただくということになりますと、1,000セット余ということになりますので、おおむね半分、二千余要りますので、繰り返しになりますが、6月の補正を認めていただくと、約半分くらいの職員の感染防止用のものが用意できるということでございます。

先ほど健康福祉部長のほうからの話もございました。この秋には第2波がくるのではないかなというような想定もされておりますので、そういったものに対しましても、消防本部としては対応してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.107 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.108 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

資機材ということで、健康福祉部のほうからもお答え申し上げます。

今回の補正予算でございますけれども、その中に休日診療所用の対応職員用といたしまして、防護服、それからゴーグル、手袋、シューズカバーを500セット、在庫分がございまして500セットを目標に補正予算を計上いたしております。

それからもう一点、大変申しわけございませんでした。私、最初の答弁の中で、「市の行動計画に基づきまして警戒本部」ということを申し上げましたが、危機管理要綱の別表の2の中に警戒本部の規定がございます。

大変申しわけございませんでした。訂正をしたいと思います。

終わります。

No.109 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.110 ○6番(杉浦光男議員)

消防本部の危機管理については、今の質問の中で、頑張っていてやっていただけという様子はわかりました。

それから、やはり消防ということになりますと、訓練が非常に重要だなど。だから、訓練のための人材育成、それから一定の人数は必ず必要だと思います。

だから、人材育成と人材確保というこの2つは、何ものにも増してすごく必要じゃないかというふうに私自身は思っております。

この本会議場でも一度言ったことがありますけれども、「一人の命は地球よりも重い」、やはりそういう人の生命、身体の安全を第一義的に担っているのは、この行政のポジションで言いますと消防というところですので、今後とも訓練をしっかりやっていただいて、市民の期待にこたえていただきたいというふうに思います。

「備えあれば憂いなし」です。

時間が迫っておりますので、最後に教育問題で、ALTについてだけ質問させていただきます。

ALTは非常に必要なんです。そして現在、中学校1人、小学校1人で2名ですね。

これは、ALTはお金が非常にかかるものだと思いますけれども、どのくらいかかっているか、ちょっと言ってください。

No.111 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.112 ○教育部長(竹原寿美雄君)

21年度の契約額は、2名で690万円でございます。

以上です。

No.113 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.114 ○6番(杉浦光男議員)

これは、予算書を見ればわかることかもしれませんが、690万円ということですが、これが高いか安いかわかることはわかりません。要するに内容によると思いますけれども、私

はALTを増やしてほしいと、そういうふうに思います。

少なくとも9校あれば、小学校が9校だったら3校で1人、だから3人。

先ほど私がお金と言ったのは、そういう単純に計算をしてもらって、それが安いか高いかは全体を、議員も理事者の方も判断してもらう、この意図があったわけです。だから、その意図に対する評価はさまざまであって結構です。

ですからそういうことで、私はとにかくALTの人数を増やしていただきたいというふうに思っております。

その点について、部長なり、教育長なりがALTについてどう思っているか。例えば来年度の要求ではどうするかというようなことで、もし答えられたら答えていただきたい。

No.115 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.116 ○教育長(後藤 学君)

ALTにつきましては、学習指導要領が変わりまして、ご承知のように小学校高学年でも外国語活動をするようになりましたし、それから中学校では時間数を増やすということになっております。

この外国人と直接相対するとか、あるいは直接聴く、接するということが、外国語の学習とか、あるいは国際的な感覚を身につけるのに非常に重要なことだと思っております。

豊明市のALTIは、残念ながら他市町と比べると人数も少なく、そのために学校で十分な時間もとっておりませんので、先ほど申しました学習指導要領の改定なども踏まえまして、来年度はぜひ増員をお願いしていきたいというふうに思っております。

No.117 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

杉浦議員に申し上げます。

ほとんど時間がありませんので、簡潔にお願いします。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.118 ○6番(杉浦光男議員)

ALTIについて力強いご答弁をいただきましたので、安心をしております。

ALTによる授業時数の確保と、教員の外国語に対する研修の充実を図っていただき、豊明市の教育が周囲の市町に勝るとも劣らないようにしていただきたいというように思

います。

これですべて終わります。

No.119 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、6番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時 15 分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時8分休憩

午後1時15分再開

No.120 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 平野龍司議員、登壇にてお願いいたします。

No.121 ○7番(平野龍司議員)

議長からご指名いただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、豊明市の今後の財政についてお伺いしたいと思います。

平成21年度も2カ月が過ぎて、100年に一度という未曾有の経済危機の影響で、本市においても大変経済危機に見舞われております。

今年度は、当初予算 169 億 8,200 万で、前年度より1億 6,260 万円減でスタートいたしました。市税収入は 100 億 8,000 万円の見込みで、前年度に比べまして3億 3,000 万の減でございます。

景気の影響を大きく受ける4款の配当割交付金、5款の株式等譲渡所得割交付金、また6款の地方消費税交付金、7款の自動車取得税交付金の合計では1億 7,000 万の減がありまして、これらのマイナスを埋めるため、17 款の繰入金は約5億 5,000 万、基金を取り崩し一般会計に入れたが、基金の残高が約1億円となり、来年度の予算編成に大きく影響を及ぼすのではないかと危惧するものでございます。

予算編成時から今日の状況を、わかる範囲内でお聞かせいただきたいと思います。

景気が現状のままであれば、来年度も市税の減少は予測がつかない状況であり、事業の見直し等、歳出の大幅カットが見込まれるが、補助金等、これ以上市民サービスの低下は相羽市長の手腕を問われることにもなりますので、絶対に避けなければなりません。

20 款の市債は、このまま不景気が続くのであれば、臨時財政対策債は来年度増額が見込まれます。これを増やし過ぎても将来の負担が重くなりますので、これは最後の手段としていただきたいと思います。どの程度見込んでいるかをお答えいただきたいと思います。

来年度以降の予算編成を考えると、不確定要素も多く、非常に不安があります。特に基金が底をつき、今までのように歳入が不足する分を基金で補てんすることができなくなりました。

この時期に、マイナスばかりを考えるのではなく、市民サービスの後退を招かないために財源が必要であります。現在ある基金のうち、土地開発基金の預金が約8億、土地が約7億円ありますが、これをうまく活用することができないか、お伺いしたいと思います。

次に、環境整備事業などの寄附金についてお尋ねしたいと思います。

これは、先ほどの財政にも関連いたしますが、平成21年度予算は厳しい財政状況の中での予算であることは理解しております。厳しい状況の中で、熊野豊明線改良事業は予算額で総額2億3,700万円という、本市にとっては大きな事業であります。

この事業を進めるに当たり、国庫支出金のほか、JRAからの環境整備費の寄附金を予定されているとのことですが、どの程度の寄附を予定しているのかをお答え願いたいと思いますので、よろしく願います。

最後に、子どもの安心・安全についてお尋ねしたいと思います。

子どもの安心・安全については、子どもを持つ親にとって大変関心の深い問題でございます。このことについては大変広範囲にわたりますので、今回は次のことをお尋ねしたいと思います。

初めに、幼児虐待について、子どもに対する虐待が後を絶ちません。こうしたニュースを耳にするたびに胸が痛む思いでございます。

虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、いわゆる養育の放棄がありますが、これらが組み合わさって起きることが多いようでございます。

幼児虐待は、子どもにとって大きな心の傷として残るものです。家庭の事情で、学校や行政が立ち入れない部分が多くあると思いますが、子どもは必ずシグナルを発していると思います。

幸い本市においては、最近そのような大きな事例は聞かれませんが、隠れた部分で起きているのかもしれませんが、過去にそうした事例があれば、お聞かせ願いたいと思います。

また、そうした虐待に対する対応策があれば、お答え願いたいと思います。

次に、学校でのいじめについて、これはなかなか表に出てこないことや、先生が気づかないことも結構あるかと思えます。

また、学校内で処理をして、教育委員会等への報告がなされないことがあるかと思えます。そういったことはないでしょうか。

また、そうしたことの報告の義務とかシステム、そういうものがあれば、お示しいただきたいと思えます。

最後に、子どもの放課後の居場所づくりについてお尋ねしたいと思います。

本市が現在行っている施策、今後行おうとしているプランがあれば、お示しいただきたい

と思います。

また、地域では、青少年健全育成推進委員会とか子ども会、地域防犯クラブ、「おやじの会」などがありますが、そういった会の実態をお聞かせいただきたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.122 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.123 ○総務部長(山本末富君)

豊明市の今後の財政について、環境整備事業などの寄附金について、2点につきましてご答弁申し上げます。

平成 21 年度の一般会計当初予算は、景気の後退による市税の大幅な減額により、大変厳しい予算となりました。

歳入不足に対しましては、基金の取り崩しや臨時財政対策債で不足分を補いましたが、22 年度は 21 年度よりもさらに市税の落ち込みが見込みをされております。

市税収入の不足を臨時財政対策債の増額で賄うことは、借金が増額となり、将来の負担増になることから、臨時財政対策債の大幅な増加は慎重な取り扱いが必要と考えております。

臨時財政対策債の来年度の見込みでございますけれども、21 年度の本市の予算は 6 億 9,000 万、近隣市町の日進市は 9 億 8,000 万、尾張旭市は 8 億円でございますので、この比較から申し上げますと、もう少し豊明市のほうも上限があるのかというふうには考えております。

いずれにしても、21 年はほかの歳出の削減でありますとか、国からの助成、そういったもろもろを考慮した中で、臨時財政対策債の額を決定していきたいというふうにしております。いずれにしても慎重な取り扱いが必要というふうと考えております。

また、歳出の削減でございますけれども、行財政改革は行財政改革プロジェクトチームで取り組んでまいりますが、来年度は定年退職者で職員数も減少することが見込まれ、人件費の減額からも歳出の抑制につながると考えております。

しかしながら、経済状況が大きく変化する中、不確定要素も多く、先の予測が非常に難しいのが現状でございます。

従来なら、このような状況時には基金の取り崩しで歳入不足を補うところでありますが、基金は底をつき、対応が非常に困難となっております。

ご提案をいただきました土地開発基金の活用につきましては、現状を考慮すると、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、環境整備事業の寄附金でございますけれども、熊野豊明線改良事業は、災害時の迅速な避難及び物資輸送の円滑化や、名古屋市とのアクセスがよくなることのため事業を行っていますが、名古屋市とのアクセスがよくなることは、この路線に隣接するJRA、中京競馬場にとってもメリットのある事業であります。

このことから、JRAの環境整備費の寄附金も、通常より交付率が高まるものと考えております。

過去の環境整備の交付率は、おおむね40%から60%でありましたが、熊野豊明線改良工事に限っては、最大の交付率であります80%に近づくことが予測されます。

また、それに伴い、桜ヶ丘沓掛線の用地購入事業やそれ以外の事業など、環境整備事業に対する全体の交付率が高まると予測され、21年度の予算額は3億円を計上しております。

以上で終わります。

No.124 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.125 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、子どもの安心・安全について、教育部のほうの立場から、子どもの虐待と学校のいじめ対策についてお答えをさせていただきます。

まず、子どもの虐待についてであります。子どもに対する虐待につきましては、平成20年度5件の報告を受けました。改正児童虐待防止法により、おかしいと感じたら迷わず通告する義務が生じてきました。

このような状況が発生した際には、学校は虐待通告票というものを教育委員会に提出するとともに、家庭相談員とも連携して問題の解決に当たります。

現在、学校では、虐待のサインを見落とさないよう、2つの観点から対応しております。1つは、担任による健康観察、教育相談、2つ目は養護教諭による身体計測、けがの治療時等における観察等。

こうした方法によりまして、早期発見に努めるとともに、職員会議におきまして全職員で解決方法を検討する体制をとっております。

教育委員会に虐待通告票が提出されましたら、前に述べましたように家庭相談員と連携をし、中央児童相談所などに協力をお願いしながら、家庭、学校、教育委員会、児童福祉課、その他関係機関と連携しながら対処しております。

次に、学校のいじめ対策についてであります。豊明市では、いじめ等の相談を受ける相談窓口を、各学校のほかに次の3つの相談窓口を設置しております。

1つとして、適応指導教室フレンドひまわり、2つ目児童福祉課、3つ目教育委員会指導室。以上、3つの相談窓口のほかに、さらに県関係の相談窓口もあります。

そうした相談窓口の連絡先を記載したスクールカレンダーを作成し、4月にすべての児童生徒に配布するとともに、ホームページでも周知を図っているところであります。

各学校は、教育委員会から配布されるいじめチェックリストや、いじめ問題等の早期発見のためのアンケート、そういったものを活用しまして、いじめの早期発見に努めています。

一方、子どもたち一人ひとりの悩みを聞きやすくする手立ての一つとして、学期に1回教育相談週間を設け、学級担任が全員の児童生徒と面接相談をしております。

場合によっては養護教諭、スクールカウンセラー等でチームを組んで相談を受けます。教育相談部を設けて相談活動に当たっている学校もあります。

また、子どもたちの生の声に、担任だけでなく、学校すべての教職員が耳を傾け、いつでもどこでも相談できる体制をつくっております。そして、問題解決に向けて迅速に対処するように努めております。

報告の義務としては、毎月各学校はいじめ発生の有無、状況を教育委員会に報告することとし、場合によっては、さらに臨機により詳細に報告をすることとなっております。

それから、後段でご質問をいただきました地域での活動団体の実態はというところで、教育部のほうからは、地区の青少年健全育成推進委員会と「おやじの会」、それからスポーツクラブ、文化系ジュニアクラブの実態について順次お答えします。

まず、地区の青少年健全育成推進委員会については、本市では全行政区のご理解により、27地区に青少年健全育成推進委員会を設置しております。

27地区の連絡会では、地域ぐるみで活気ある安全・安心ふれあいまちづくりを5年間の地区活動の共通目標とし、21年度のテーマとしましては、家庭、地域、学校との連携強化、いわゆるネットワークづくりを目指し、各地区計画の親子もちつき大会、異世代チームでのグランドゴルフ大会、登下校見守りなど、工夫を凝らした企画で地域のふれあい、親子の会話、学校との連携に活躍をしていただいております。

かわりまして、「おやじの会」の活動でございますけれども、豊明小学校、中央小学校で組織されております「おやじの会」のほかに、双峰小学校には「サタデーPTA」、沓掛小学校には「沓掛小PTA」、沓掛中学校には「お助け隊」といったような活動団体があります。

「おやじの会」は、ふだん子育てを母親に任せきりになりがちな父親たちが、気軽に学校に足を運び、子ども、先生、PTAと触れ合う機会をつくろうとの趣旨に賛同した父親たちを中心にできた団体でございます。

各団体で事業は異なりますが、DAYキャンプ、校門前のあいさつ、親子でつくるそうめん流し、季節の花壇づくりなど、多彩な事業が行われております。

最近、父親の学校行事に参加する傾向は増加している中で、家庭と地域と学校と教育委員会が一体となり、青少年健全育成に取り組んでおります。

それから次に、スポーツクラブであります。地域の指導者が指導することによって、子どもたちに安定したスポーツのステージを用意するということを目的にしまして、軟式野球を始めとする16の種目でスポーツ活動がなされ、会員数は小学生で930名余り、中学生

で 1,320 名余りでございます。

活動数にすると、小学生は 500 日余り、中学生は 1,570 日余りの活動を行っており、多くの会員によって盛んに活動がなされております。

最後に、通称CJCと呼んでおります文化系ジュニアクラブについては、豊明、栄、沓掛の各中学校の吹奏楽クラブを始めとする 11 の単位クラブ活動が行われており、360 名余りの会員数で 510 日余りの活動が行われております。

以上、答弁を終わります。

No.126 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.127 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

健康福祉部には、子どもの安心・安全についてのうちから、幼児虐待、そして放課後の子どもの居場所づくり、さらには子ども会についての 3 点について質問が寄せられましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず、幼児虐待については、ネグレクトや児童虐待と思われそうなケースはございます。そのような状況は、常に保育園などでは気をつけており、その状況は要観察児童報告書で児童福祉課のほうに提出されます。

また、虐待がひどいと判断した場合は、報告書の提出を待つことなく、児童福祉課の指示により、直ちに県の児童相談所、愛知県生活安全課、さらには家庭相談員が出向きまして、児童の保護を最優先に考えて取り組んでおります。

対応策といたしましては、毎月「要保護児童対策地域協議会」という名称の実務者会議を開催しております、虐待やDVなど 20 件前後の見守りを行っております。

それ以外につきましては、市民の通報や、実務者会議の段階のところで何か変わった様子があれば、すぐに対処できるような体制を常に整えております。

ちなみに、実務者会議のメンバーは、県児童相談センター、瀬戸保健所、市教育委員会、市養護教諭、健康課、子育て支援センター、社会福祉課、家庭相談員、保育園、児童館、どんぐり学園のメンバーでございます。

その他ケースごとに、もっとかわりを強めたほうが良いと判断されたものにつきましては、ケース検討会を開きまして、内容を協議して実務者会議に上げております。

続きまして、放課後の子どもの居場所づくりにつきましては、児童クラブといたしまして、留守家庭の小学生、1年生から3年生の児童を対象に、遊びや生活の場を提供いたしております。

今後も待機児童が出ないような工夫をしてみたいと、かように思っております。

3 点目の子ども会につきましては、個々の子ども会を支援するということはいたしておりませんが、そこで豊明市子ども会連絡協議会に補助金を支出して支援を行っております。

豊明市子ども会連絡協議会では、昨今の子どもの減少により、親への負担が多く、従来どおりの活動ができず、縮小や休止にするところが見られます。

しかし、子どもたちの健やかな成長や地域の発展のためにも、ぜひとも各地域の皆様方に加入促進をお願いしたいと、このように考えております。

終わります。

No.128 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.129 ○市民部長(平野 隆君)

市民部のほうからは、子どもの安心・安全についての中での地域防犯クラブの実態ということでご答弁申し上げます。

この地域防犯クラブといいますのは、私どもは自主防犯ボランティア活動の団体という理解をしているところでありますけれども、このボランティア団体におきましては、21年5月1日現在では57団体というふうに把握してございます。

この活動は、主に小中学校の登校時に合わせ、交通事故防止も兼ねての見守り活動、児童の付き添いを兼ねての防犯パトロール活動が多いようでございます。

昨年度の5月末の活動団体の状況調査によれば、昼間のパトロールはほとんど行っていない。もちろん行っている団体もございしますが、夜間パトロールにつきましては、団体の約3割が週に1回から2回実施をしているという調査状況結果がございします。

団体の中には、5名程度の小規模団体から、100名を超える人数を登録して活動を行っている団体等々ございしますけれども、5人の団体につきましては、夜間パトロールの行動範囲は地域内にとどまり、1時間のパトロールで終了しているとか、その小規模団体にあつては、資材についても多く購入する必要もなく、小規模団体の中でできるときにできる時間でということによって大きな負担にもならず、地道に活動している様子が多くあります。

また、逆に大きな団体では、定期的に夜間パトロールを実施しているほか、地域住民への声かけ、あるいは合同での防犯パトロールという活動を行っていただいている団体もございします。

いずれにしましても、これら防犯ボランティア活動団体については、地域において非常に防犯力の強化につながっておりますので、今後もぜひ継続をしていただけるようお願いし、また常日ごろの感謝を申し上げたいと思っております。

以上です。

No.130 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。
平野龍司議員。

No.131 ○7番(平野龍司議員)

それぞれに対して明確なご回答をいただきまして、大変ありがとうございます。
それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

初めの豊明市の今後の財政についてであります。先ほど職員の人件費について、これは予算を大変圧迫しているというふうに思われましたが、先日の臨時会におきましても、議員、職員等の夏のボーナス9.3%カット、およそ4,200万円の凍結、それと今年度、市の3役、市長、副市長、教育長の報酬が10%カットされました。

また、管理職の手当もカットされたということで、大変努力の跡が見られることは評価したいと思います。

それで、先ほどのご答弁の中で、来年度は定年退職の方もかなりいるということでありまして、どれくらいの数があるのか、また来年度採用される職員の人数等わかりましたら、ご答弁願いたいと思います。

No.132 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
宮田企画部長。

No.133 ○企画部長(宮田恒治君)

今年度、定年退職する職員の数は16名であります。
そしてかわって来年度、22年度の採用予定の職員は11名を予定しております。
以上で終わります。

No.134 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
平野龍司議員。

No.135 ○7番(平野龍司議員)

ありがとうございました。
職員においても、かなり人数が減ってくれば仕事の負担も増えてくるかと思いますが、いろいろ仕事の量も考えて進めていっていただきたいというふうに思います。
次に、土地開発基金について、この基金がどんな目的であるか、また残金、基金残高に

ついても、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

No.136 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.137 ○総務部長(山本末富君)

土地開発基金は、公共用地の先行取得事業の円滑な執行を図るため設置されました基金でございます。

基金残高につきましては、平成 19 年度末で預金のほうが約8億円、土地の方が約7億円でございます。

土地につきましては取得価格でございますので、今売却すると、この額よりも下がる土地もかなり含まれております。

また、20年度末の基金残高につきましては、20年度中は土地の動きがありませんでしたので、前年度、19年度と大きくは変わっておりません。

以上でございます。

No.138 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.139 ○7番(平野龍司議員)

来年度予算編成の中で、財源が非常に不足するというか、財源確保に難しいということもありまして、この基金の活用をしたらどうかと思うのですが、その土地開発基金を活用する方法、そういったものは具体的にどのような方法があるかということをお聞きしたいと思いますが、お願いします。

No.140 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.141 ○総務部長(山本末富君)

土地開発基金条例では、「基金の額は3億 5,000 万円とする」、第2条ですけれども、このように規定があります。

「必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てることができる」と、増額については規定されておりますけれども、基金を取り崩す、いわゆる処分条項のほうは規定がされておられません。

このことから、現在のところ、基金を取り崩して一般会計のほうで活用することはできません。活用するための具体的な方法といたしましては、土地開発基金条例の一部改正をし、基金を取り崩す処分条項の追加が必要と考えております。

なお、取り崩し額ですが、現在の土地開発基金条例では「基金の額は3億 5,000 万円とする」と規定されておりますので、この条文を生かしますと、現在預金は約8億円ありますので、最大差額の約4億 5,000 万円を一般会計へ繰り入れることが可能と考えております。

現在の不安定な経済状況の中、歳入見込みが大きく変動することも予測されます。歳入不足が生じた場合には、市民生活にも大きく影響することが考えられます。

緊急の対応に備えるべき、土地開発基金条例の一部改正も検討する時期にきていると思われま

す。以上で答弁を終わります。

No.142 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.143 ○7番(平野龍司議員)

今、部長のほうから条例改正が必要だという回答がございまして、私も一応条例を見させていただきました。確かにこの条例を見ますと、一般会計への繰り入れというか、使えるという条文がございません。

このままでいきますと、市の財政も来年度予算編成の折には厳しい状態になってくるのではないかと思いますので、来年度予算編成時にまでには、ぜひとも条例を改正して、こういう基金も使えるようにして、市民に対するサービスの低下を招かないように、ぜひご配慮いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、環境整備事業のほうですが、環境整備に対する寄附金の交付率がアップということですが、これが増えれば、再三私が言っておりますように、今後、桜ヶ丘沓掛線の用地購入に対してもよい方向に向かうのではないかと期待しております。

熊野豊明線改良工事は、中京競馬場の敷地などを所有し、密接にかかわりのある名古屋競馬株式会社にもメリットがあるというふうに考えられます。

また、名古屋競馬株式会社の株式を本市が所有し、配当も予算計上されております。名古屋競馬株式会社に対しても、熊野豊明線の改良工事に対する寄附金など、協力要請を

お願いするとの考え方をちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

No.144 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.145 ○総務部長(山本末富君)

名古屋競馬株式会社は、JRA中京競馬場のいわば大家さんに当たりまして、両者は密接な関係がございます。

また、本市も名古屋競馬株式会社の株式を以前から所有しており、3者のかかわりから考えますと、お互いに協力して事業を進めていくべきと考えております。

本市としましては、熊野豊明線改良工事により、名古屋競馬株式会社も当然大きな恩恵を受けますので、寄附金も含めた協力要請を今後も積極的に進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

No.146 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.147 ○7番(平野龍司議員)

この熊野豊明線、これも大変大きな事業でございますが、現在、改良事業の進捗状況はどのようになっているか。また、完成の予定はいつごろになりますか、ちょっとお答え願いたいと思います。

No.148 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.149 ○経済建設部長(三治金行君)

それでは、環境整備事業で行います熊野豊明線の進捗ということでございます。

21年度から23年度にかけて整備を考えております。21年度につきましては用地、補償等、それから22年度に本格的な工事ということで考えております。

23年の12月に完成ということで予定をしております。

答弁を終わります。

No.150 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.151 ○7番(平野龍司議員)

ありがとうございました。

予定どおり進めていただくよう、お願いいたしたいと思います。

それでは最後に、子どもの安心・安全に対する面でちょっとご質問させていただきたいと思ひます。

子どもに対する虐待については、保育園、学校だけでは発見できないことが多々あるかと思ひます。こういった点について、やはり一番身近な地域の皆さん、民生委員さんにもお願いして、早期に対応できるような体制を整えていただきまして、そういった悲しい事態を招かないように十分お願いしたいと思ひます。

それから、学校のいじめに対して、先ほど月1回そういった報告というか、会議があるということをお聞きしましたが、そういった問題に対してどこまで公開というか、お知らせされるか、ちょっとお聞きしたいのです。

実は、これは大分昔の話ですけれども、20年ほど前になりますけれども、私が栄中学の役員をやっていたとき、学校内で生徒同士の暴力事件があったわけですが、それは学校内で処理したというか、PTAの役員には連絡がなかったということでもあります。

こういった事態、いじめとか学校での問題、そのほかの問題、そういったものをPTAのほうにも連絡をするものかどうか、そこら辺の見解をちょっとお聞きしたいと思ひます。

No.152 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願ひます。

竹原教育部長。

No.153 ○教育部長(竹原寿美雄君)

いじめの問題につきましては、これは非常に守秘義務を伴う事項ですので、PTAの方にもお伝えはしていないというふうに理解しております。

No.154 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願ひます。

平野龍司議員。

No.155 ○7番(平野龍司議員)

それならそれで結構でございます。

それでは次に、子ども会についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、現在は豊明市の子ども会連絡協議会、これは社会福祉協議会に所属しておりますので、市の職員の方にはほとんどかわりがないというか、まる投げの状態です。余りかかわっていないから、内容については余り深くはわからないかと思いますが、現在、市子連に加入している子ども会の単位子ども会数というのがわかりましたら、ちょっと教えてください。

No.156 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.157 ○健康福祉部長(濱島義和君)

21年度で52単子、会員数ですと2,271名です。

終わります。

No.158 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.159 ○7番(平野龍司議員)

今、52単子という回答がありましたが、地域に組織されている子ども会、これは私の経験上、各町内単位というか、各通学分団単位くらいの子どもの会が組織されていると思います。それは100以上あります。

ただ、地域で組織されていても、市子連には加入していないという子ども会が非常にたくさんあります。

いろいろ理由はあるかと思いますが、1つには、市子連の役員が回ってくると大変だということもあるでしょう。

そのほか、市子連に入るメリットが余りないということもありますけれども、補助金に対しても、市子連に入っている子ども会も加入していない子ども会も、区からの補助金というのは一律皆もらっていると思います。

こうしたことを各区の区長さん等が理解しているのかどうか、そこら辺がちょっとわかりま

せんけれども、なるべくそういった地域で組織された子ども会については、市子連に加入し、大きな団体に加入すればそれだけいろいろな情報も入ってきますし、市のいろいろな行事にも参加し、いろいろなメリットもあるかと思えます。

そういった点の加入促進を各区長さん、区長会かそういったところで説明することはできないでしょうか、ちょっとお教えてください。

No.160 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.161 ○健康福祉部長(濱島義和君)

この3月に現在の会長さん、田中さんからの文書をいただいておりますが、田中さんは、各地区8支部の実績を踏まえて、5枚にわたる文書を各区長宛に作成いたしました。

そして、ここ1年をかけて各地区を回って区長さんと面談し、ご理解を得たいと、このように申されておりました。

したがいまして、私どものほうも次回、たしか7月だと思えますが、区長会の折に、同様に各区長のほうにお願いしたいと、このように考えております。

終わります。

No.162 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.163 ○7番(平野龍司議員)

せっかく地域で組織されていても、市子連に加入しないというのは、私OBとして非常に寂しい思いがしますので、ぜひその方向に向かっていけるように努力していただきたいというふうに思います。

次に、各地域に設置されております「子ども110番の家」というのがありますね。これについて、これは看板とかそういうのがありますので、地域の犯罪抑止にはなっていると思います。非常によいものだと思いますが、市内に現在、その110番の家というのはどれくらいありますかでしょうか。

また、そういった110番の家を利用した子ども、そういった事例があったら、ちょっとお答えください。

No.164 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.165 ○教育部長(竹原寿美雄君)

「子ども110番の家」の軒数ですが、市内で1,002軒の皆様にご協力いただいて実施をしております。

それから、「子ども110番の家」のほうで利用というか、使われたということは、昨年度、不審者情報というのが27件ございましたが、いずれの27件とも、その「子ども110番の家」に飛び込んでということは聞いておりませんので、昨年度の中ではそうした110番の家が利用されたという状況は把握しておりません。

以上です。

No.166 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.167 ○7番(平野龍司議員)

仮に110番の家があっても利用されないということは、利用されなければされないで大変結構なことで、これをやめるとかそういうことはないように、続けていっていただきたいと思っています。

最後に、放課後居場所プラン、これについては平成19年の8月、文科省から依頼文書が各都道府県に出されているかと思っています。

そういった組織づくりというのは当市では行われていたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っています。ありますか。

No.168 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.169 ○教育部長(竹原寿美雄君)

申しわけございません。19年当時の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、資料が出ましたらご報告をさせていただきたいと思っています。

以上です。

No.170 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.171 ○7番(平野龍司議員)

先ほど児童福祉課のほうから、児童クラブについては1年生から3年生までを対象に行っているということで、高学年の4年生、5年生、6年生の対応については、今スポーツクラブとかそういうもので対応しているとは思いますが、

これは以前にも我々の会派から出たと思うんですが、トワイライトスクールとかそういった面で、学校の空き教室等を使って、地域のお母さん方をお願いして、そういった放課後に子どもたちが利用することができないかどうか、ちょっとご答弁願います。

No.172 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.173 ○教育部長(竹原寿美雄君)

トワイライトスクールにつきましては、現在、名古屋市のほうが実施をしているということはお聞きしております。

本市で実施をする考えはということでもありますけれども、まだそこまで具体的にトワイライトスクールまで実施するかどうかというところの協議までには、現在至っておりません。

空き教室の活用について、もう一つご質問をいただきました。

空き教室につきましては、現在、活用していただいている学校もございます。

その空き教室を利用してということにつきましては、学校と協議しまして、現在も使われておりますので、必要であれば、学校との協議を進めて使えるようなお話も進めてまいりたいと思います。

以上です。

No.174 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.175 ○7番(平野龍司議員)

トワイライトスクールというようなそんな大げさなものじゃなくて結構ですので、放課後の子どもたちの居場所をつくるためにその空き教室を利用して、地域のお母さん方なり、老人クラブの方なりにお願いをして、子どもたちを安全に、安心して預かっていただけるような場所、そういうものを計画していただければというふうに思います。

これは、教育委員会のほうと児童福祉課のほうと、いろいろ関連はあるかと思いますが、双方一度お話し合いをしていただいて、何とかいい方向に進めていただきたいというふうに思います。

いろいろお聞きしましたが、豊明市の財政についても、また子どもたちの安心・安全についても、「住みよい環境の豊明市」に進めていっていただきたいというふうにお問い合わせ、質問を終わりたいと思います。

No.176 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、7番 平野龍司議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時7分休憩

午後2時18分再開

No.177 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします

No.178 ○2番(近藤郁子議員)

議長のご指名をいただきましたので、質問させていただきますが、その前に、今、世界中で猛威を振るっている新型インフルエンザに関して、豊明市が県下でもいち早く対応されたことに対して、高く評価したいと思います。

その新型インフルエンザに関して、昨日の新聞で、尾張旭市が中学生の海外派遣先のオーストラリアビクトリア州での新型インフルエンザの感染者数の増加が著しいことから、受け入れ体制と条件がそろわず、派遣中止を決定したと報道されていました。

愛知県でも感染者が発生していますが、ちゃんと治療を受ければ必ずしも重篤な症状にはならないということですから、派遣先が同じ国とはいえども、広大なオーストラリアにあって、過剰に反応することはないのかもしれませんが。

ですが、敏感に対策を講じた豊明市でもありますから、同じ市の事業として情報等を共有され、キャンセル料にかかるまでまだ時間があると伺いましたが、万全を期して実施さ

れることをお願いしたいと思います。

続いて、市長考案のポイ捨て防御ネットの見事な効果について新聞報道されたことは、既に皆さんも承知のことと思います。見事な効果もさることながら、市民の間では、我がまちの市長の考案であることでもちきりになっており、マスクが売り切れるようなニュースの中であって、久々の清涼感あふれる話題であったと思います。

では、通告に従って質問いたします。

初めに、着々と工事が進む勅使水辺公園とその周辺の今後について、市の方針について質問いたします。

1点目、昨年夏にエントランスゾーンができ上がり、工事完成を待たずに市民の希望により開放され、より自然に近い公園として、市民の期待は大きなものとなりつつあります。

近隣に住む市民からは、維持管理の手助けができればと、清掃ボランティアの名乗りを上げていただいていることも聞いていますが、市として今後の維持管理についてどのように考えているか伺います。

次に、2点目として、エントランスゾーンが完成する前にも伺ったことがある周辺道路について再度伺います。

名古屋岡崎線の前兆でしょうか、名古屋市や東郷町からの抜け道としてカーナビにも登場するようになったと聞いています。これで工事が完成して、抜け道でなく公園目的の車が増えるようになった際、整備するなどの計画があるか伺います。

次に、3点目として、完成後の勅使水辺公園が市民にとってどのような公園になるか、市としてどのように活用していく予定があるか伺います。

続いて、豊明市の活性化について伺います。

これについては、広範囲にわたり、方向性も方法もさまざまであると思いますが、どこから手をつければいいのかと机上の問題にせず、何か一つでも実現することがあればお願い、質問させていただきます。

宮崎県を筆頭に、最近では名古屋市もマスコミの力をかり、活性化しているように見えます。政策的なことはさておいて、何が市民の共感を得ているかという点、市民が主役であることが目に見えるような展開で施策されていることにあると思います。

財政難であっても、いえ、お金がないからこそ活性化したまちにと願うわけですが、では、どのような策があるのか。

昨日の市長のあいさつの中に、来年には開戦450年を迎える桶狭間の戦いの地として、豊明の古戦場まつりが地域の活性化につながるよう、市民の提案を求め、英知を結集させたいとありましたので、その言葉に期待するわけですが、桶狭間の戦いのゆかりの地域が活性化を求めて次々に名乗りを上げています。二番せんじ、三番せんじにならないようにしたいと願っています。

豊明マラソンから生まれたのぶながくんのキャラクターは、ひこにゃんにもせんたくんにも劣るものではなく、まちおこしの材料に使わない手はないと思います。

昨年突如、市民主導型に生まれ変わったことになった豊明まつりの背景は、財政難がすべてであったわけですが、それを物ともせず、市民のマンパワーを行政がうまくコーディネートしてでき上がり、まさしく市民と行政の協働、コラボの結集であったと思います。

今年もまた昨年同様、市民主導型として豊明まつりが開催されるべく実行委員会が再開され、エンジンがかかってきたようですが、昨年同様、行政のナビゲーションは必要でしょう。

行政は、究極のサービス業であり、有償ではあるもののボランティア精神がなければできないことばかりだと言っても過言ではないと思います。その行政が、活性化のために仕掛け役になるようなことはできないものでしょうか。

豊明市の活性化についてはどのように考えていくのかお聞きして、壇上の質問を終わります。

No.179 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.180 ○経済建設部長(三冶金行君)

勅使水辺公園とその周辺の今後のことについてということで3点ご質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

ご質問の1点目でございますけれども、今後の維持管理についてということでございます。

この公園につきましては、完成後の施設についてはすべて市に移管されます。池の管理者は現在、勅使管理組合でございますけれども、これらと調整をしながら、地元で協力をいただける団体、こういった方々と平成25年の全面供用開始に向けて調整をまいりたいというふうに考えております。

それから、主な維持管理の雑草対策でございますけれども、従来より池の管理者が行っております堤体等につきましては、現状どおりお願いをまいりたいと、このように考えております。

広場などで新たに公園施設として整備されたところにつきましては、地元の方々とボランティアによりご協力いただきたいと、このように考えております。

ごみ対策でございますけれども、一部供用開始されております散策路の美化運動、既にアダプト活動をいただいております勅使台の方々、皆様方に大変感謝しているところでございます。

今後多くの方が参加されると聞いておりますが、市といたしましては、全体的に市の管理部門と、それから地域の方々の協力を得ながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

2点目の周辺道路でございますけれども、勅使池につきましては、市道大根若王子線が勅使会館まで供用開始をされており、主要なアクセス道路となっております。

公園利用者が今後、生活道路へむやみに進入するというようなお話でございます。案内板などの要望等をいただければ、地元の意見を取り入れながらおこたえをさせていただきたいというふうに思います。

また、お話がございました勅使池の南の未舗装の堤防道路でございますけれども、こちらにつきましては、名古屋市との市境でございます。整備時期など名古屋市との調整も要りますので、これらを調整しながら勅使池整備とあわせまして整備をしてみたいというふうに考えております。

それから、3点目の勅使水辺公園の活用ということでございますけれども、この県営事業につきましては、従来から持っております池の水利、治水、これらにあわせまして自然の環境の保全、地域住民の交流、憩いの場を提供するというような目的もあわせて整備をしております。各種の公共的なイベントにつきましては、積極的にご利用いただきたいと、このように考えております。

答弁を終わります。

No.181 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

No.182 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、2点目の豊明市の活性化について答弁いたします。

地域の活性化については、地域に関係するさまざまな主体である区、町内会、婦人会、老人クラブなどを始め、企業、NPO、それから農業や商業関係団体、行政などが、それぞれの力を発揮しながらお互いに協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

行政においては、地域活性化として産業の振興を始めさまざまな役割がありますが、まつり、イベント、観光、地域ブランド、それから福祉、ICTなどをキーワードにしたまちの活性化にも積極的に取り組んでおります。

行政は、透明性を確保するために情報の公開と共有の率先、多様な主体間の信頼感の醸成にも努めなければなりません。また本市の厳しい財政状況を理解した上で、「マンパワーならいつでもあるよ」という声もいただいております。今後も、本市の活性化のために知恵を絞ってまいりたいと考えております。

以上で終わります。

No.183 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.184 ○2番(近藤郁子議員)

まず初めに、勅使水辺公園のことについて再質問をさせていただきたいと思います。

すべて市に移管された後、どのぐらいの維持管理費がかかるのかとか、例えば先ほど答弁にありましたように、地元で協力をするとどのぐらいそれが軽減されるとか、そういったことはもう試算はされているんでしょうか。

No.185 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.186 ○経済建設部長(三治金行君)

維持管理費のことについてのご質問をいただきました。

21年度、今年予算でございますけれども、約600万円ほどの維持管理費がかかるということを試算しております。これにつきましては、借地料は含めてございません。

それから、今後ということもお話ございましたけれども、今後につきましては、勅使水辺公園につきましては、豊明市で申しますと大蔵池公園というような大きな公園に相当するのではなかろうかというふうに思っています。まだ試算はしてございませんけれども、その程度の額になるというふうに思っております。

答弁を終わります。

No.187 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.188 ○2番(近藤郁子議員)

池の所有権は勅使水利組合にあるというふうに認識しているわけですがけれども、借地料を払った上で維持管理はすべてこちらか、それともちゃんとその分担をされるような話し合いはできているのでしょうか。

No.189 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.190 ○経済建設部長(三冶金行君)

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、従来の水利に関する堤体等の草刈りとそれから管理につきましては、管理組合のほうでお願いをさせていただいております。

新たに設置をいたしますエントランスゾーンの施設、それから新しい散策路等については、市のほうの管理というふうになりますので、その点についてボランティア等の皆様のご協力をお願いをさせていただくというふうに考えております。

説明を終わります。

No.191 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.192 ○2番(近藤郁子議員)

あと、道路についてなんですけれども、その昔の山新田や山田町内の道とは違いました、2車線になりまして、とても走りやすい道になっているように私も感じているわけですが、その道路から衛生大の前に抜ける道としてどうしても細い道が、山田の神社の前を通る道というのが通行車両がとても多くなっているんですね。

あそこは老人施設もありますし、山田町内の方ものんびりと散策される生活道路になっているわけなんですけれども、抜けると随分とショートカットできるものですから、利用者は後を絶たない状態にあります。ああいった道を解消するために、案内板だけでうまくいくのかどうかちょっと危惧しておりますが、その辺、市としてはどのようにお考えでしょうか。

No.193 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.194 ○経済建設部長(三冶金行君)

まず、生活道路に入らないというのが一番原則というふうに考えておりますけれども、県道の沓掛線から入る道路のお話というように承りました。その辺につきましては、今後の状況を見ながらもう少し考えて進めさせていただきたいというふうに思っております。

答弁を終わります。

No.195 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.196 ○2番(近藤郁子議員)

勅使水辺公園ができて、あの辺がとてもすてきないい環境になってきたというふうに思っております。その周辺の住民の方からも、グラウンドがあり、自然があり、そして二村山から墓園の横を通る道というのはとてもいい環境で公園化しているということで、すごく喜んでいただいているのは事実です。

ただ、あそこはちょうど勅使台区になりまして、一つの区を横断する道がとても広く、そちらのほうからの車も、信号がないものですから突き当たりまでスピードがかなり出ているということが今、問題になっております。

そういったことも含めて、今後、山田から生活道路を通して入ってきて、そしてグラウンドの横を通して衛生大のほうに抜ける道、その辺のこともまだちょっと問題になるんじゃないかなと思うので、そういったことも今後検討していただきたいなというふうに思います。

続いて3つ目の、今後どのように市として活用していくかということについてなんですけれども、地元の西沓掛区と勅使台区の中で、この公園に親しむための会も発足しております。

これは両区から公認された会になっておりまして、市のほうもご存じであるとは思いますが、その親しむ会で周辺の清掃活動はもとより、今後よりよい環境を維持するための協力、提案をしていきたいというふうに考えて発足されております。

ただ、今後の協力を求めるに当たり、提案もしていきたいというふうに思ってできた会なんですけど、どうも市民の意向は、市のほうで選ばれた勅使を考える会の意向のほうが多く伝わるようなことを聞いておりますが、考える会と親しむ会、市として2つの会があるということをご存じでしょうか。

No.197 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.198 ○経済建設部長(三治金行君)

今、お話がございました自然の保護施設の整備を考える会、これにつきましては、事業の発足当時から事業に関するご提案、ご提言をいただきながら、県の主体事業でございますので、県とあわせてそういう中を調整してきております。

もう一つの今おっしゃる親しむ会につきましては、その後、工事の進捗の中でいろいろご意見をいただいているということは承知しております。

今後は、そういう施設の事業の進む話の中で、管理部門について、そういうのに皆さんの協力を得ながら調整をしていきたいというふうに考えております。

答弁を終わります。

No.199 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.200 ○2番(近藤郁子議員)

工事が始まった当初にできた考える会というのは、自然に対して造詣の深い方々がたくさんお集まりになっているということもお伺いいたしました。

そして、ちょっと残念なのが、地域の方が、水利組合の方が若干、少し離れた場所に住んでいらっしゃるんですけども、そういった方々も入っていらっしゃるということをお聞きしたんですが、地元の親しむ会の方々は、今後、清掃活動ですとか、もちろんアダプトプログラムで登録をしてくださった方々も地域の周辺の方々ですので、できましたら、そういった方々の協力を得るならば、いろんなそういった提案も、すべて聞いてくれというような、そんな無理をおっしゃるような会ではないというふうには承知しておりますけれども、できれば、でき上がってから「それじゃ協力をお願いするよ」ということだけでなく、もう少し早い段階から「どうしたほうがいいのか」とか、そういった提案も受け入れていただけるような体制をとっていただいたほうが、今後、協力を求めるのに当たってスムーズに事が運ぶのではなかろうかと、そういうふうにご考えておりますが、そういうふうなお考えはありませんでしょうか。

No.201 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.202 ○経済建設部長(三冶金行君)

先ほど申しましたけれども、事業の進みぐあいの中の事業に対するご意見については、考える会ということでもともと進んでおりますので、そこを中心に事業については進めさせていきたいと。

そのでき上がり後の管理については、今、ご提案がありましたように、親しむ会等といういろんな調整の中で、今後は進めさせていただきたいと思っております。

答弁を終わります。

No.203 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.204 ○2番(近藤郁子議員)

再三くどのように申し上げますが、親しむ会は、できるだけいい公園にしたいというふう
に、頑張って考えていらっしゃる方の集まりでございますので、どうぞそちらのほうの意向
も参考に、いい公園になるように考えていっていただきたいなというふうに思っておりま
す。

では続いて、活性化について伺いたいと思います。

古戦場まつりは、以前からの実行委員会がありまして、地域の方、そして行政がうまく活
動しているおまつりであるとは思いますが、全国的に古戦場に対しての注目が寄せら
れておりますので、来年 450 年に向けてどういうふうな方向で進められるのか、お聞かせ
いただきたいんですが。

No.205 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.206 ○経済建設部長(三治金行君)

先ほど杉浦議員のほうでも質問がございました中で、お答えをさせていただいておりま
すが、来年度、桶狭間合戦の開戦 450 年ということでございます。

こういう中で、商工会を中心といたしまして国より全国展開の支援事業をいただくこと
になっております。これは、豊明市を古戦場のまちというふうなことで全国発信をしたいと、こ
ういうようなことでございますので、こういう形で現在は進めております。

答弁を終わります。

No.207 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.208 ○2番(近藤郁子議員)

古戦場まつりだけではございませんが、こういったおまつりはやはり市民のマンパワーが必要だというふうに思っております。

昨日の市長の言葉の中に、「市民の提案を求む」と、そして「英知を結集して」というふうにあったものですから、それはどういうふうにあられるのかと思ひましてお伺いしました。

もし、それについて何か特別な考えがあれば、教えていただきたいと思いますが。

No.209 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.210 ○経済建設部長(三冶金行君)

今の桶狭間合戦に伴う全国展開の支援事業ということにつきましては、前年度、20年度から調査を国のほうから補助金をいただいてやっております。商工会を中心として、農協も入っておりますし、それから市のほうも入っております。

そういう中で、全体的な意見の調整の中で進めさせていただいておりますので、21年度におきますこの展開事業につきましても、そういう考え方で進めさせていただくように今、考えております。

No.211 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.212 ○2番(近藤郁子議員)

続いて、豊明まつりについてもお伺いしたいと思います。

昨年、市民主導型に突如なって、あのよう盛大にできましたのは、担当課の方々の市民に対してのハートが物を言った、そんなふうに感じておりますけれども、去年ああいうふうにでき上がったのは、本当に不幸中の幸いと申し上げていいのかわかりませんが、いい偶然が重なってできたようなふうにも思っております。

今年は、柳の下にドジョウは2匹いないということもありますので、どのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいんですが。

No.213 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
平野市民部長。

No.214 ○市民部長(平野 隆君)

昨年の豊明まつりは、今、議員もおっしゃられたように、市民主導型ということで大変成果があったという認識をいたしております。

それで、今年その市民主体のまつりに生まれ変わりました2年目となります。今年の豊明まつりでは、市民の手づくりのまつりにさらに発展を進めさせていくということが必要であるという認識をいたしております。

現在、まつり実行委員会の有志が発起人となりまして、PRキャラクターであるのぶながくん、名称が、ちょっとお借りすると、「豊明市のオリジナル総踊りをつくる制作プロジェクト」という名称で、実行委員会有志の方が発起人となりまして、のぶながくんをテーマとした踊り、それから曲の作成、それから作詩、踊りの振りつけということ、どうも秋まつりに向けて準備をしていただいているということ聞いております。

今後、こういった市民のアイデアとさまざまな団体の協力ですくられていきますこの踊りができますれば、将来にわたって市民に愛されるものとなるよう、市としてもこの作成段階にあって協力できる部分があれば協力していきたいということで、今そういう動きがあることだけご紹介させていただきます。

No.215 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
近藤郁子議員。

No.216 ○2番(近藤郁子議員)

活発に実行委員会が動き始めたということをお聞きいたしまして、ちょっと安堵しておりますけれども、今、お聞きいたしました総踊りの内容、こういった団体がどのぐらいの規模でできそうかということは、もうおわかりになりますでしょうか。

No.217 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
平野市民部長。

No.218 ○市民部長(平野 隆君)

ここにちょっと企画提案書というものをいただいております。今の言われる制作の主体

が、「(仮称)のぶなが総踊り制作委員会」、そこでの協力団体としては、桶狭間太鼓、豊明太鼓、豊明乱舞、カラーガード、バトン、和踊会、それから職員のボランティア、婦人会、それから各種子どものダンススクール等々の団体がここに携わって制作づくりに当たるということを聞いてございます。

No.219 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.220 ○2番(近藤郁子議員)

市民の皆さんの力を集めてということですので、きっとお金のないことは皆さんご存じのことですから、ボランティアでそういったものをつくれる。そしてそういった団体が、結構豊明の中でもたくさんの方を擁するようなグループがかかわっていらっしゃるというふうに今、お聞きいたしましたので、何とかそれをそこだけに終わらずに、豊明市としても活性化の要因に、そして来年450年を迎える同じくやはり信長に関してのことですから、何とかそれもそこにつけ加えて、大きな、豊明市が全体的に活性化できるようなおまつりになるようなことを考えていただくことはできないかどうか。

今、同じおまつりでも古戦場まつりは経済建設部、そして豊明まつりは市民部ということでお答えいただいているんですけども、それが一つのものになるようなことというのはできませんでしょうか。いかがでしょうか。

No.221 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.222 ○市民部長(平野 隆君)

市内のおまつり同士の相互関係といいますか、それは大変必要だと思います。

事、豊明まつりに限っては、今のような、例えばそういった作曲等々ができますれば、今後、例えば今、議員が言われたように、その曲を使っているいろんな、古戦場まつりに限らず来年450周年に使うことも可能でしょうし、ただ私どもがちょっと心配するのは、その作曲、編成した曲の著作権がどこに帰属しているかということで、使わせていただけるという前提であれば、そういったことに活用は広められると思っております。

以上です。

No.223 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.224 ○2番(近藤郁子議員)

著作権に関しましては、ぜひ豊明市の行事に全面的に使えるように市のほうからもお願いしていただきたいと。

そして、今おっしゃったみたいに和踊会が入っている、婦人会が入っている、そしていろんな太鼓関係が入っているという、ほとんどのおまつりを網羅できるような気がいたします。豊明の秋まつりだけではなく、そして古戦場まつりも、のぶながくんと一緒になって盆踊りみたいな踊りになることになれば、夏まつりもそれで活性化するような気がいたします。

何回も言うんですが、のぶながくんのキャラクターは、今、全国でゆるいキャラクターがはやっておりますけれども、決してどこに出しても恥ずかしくないような完成度の高いキャラクターだというふうに思っております。

一昨年になりますけれども、都計審で議員何名かが彦根城のほうに視察に行かせていただきました折にひこにゃんを見まして、そしてひこにゃん音頭を見まして、「ぜひ豊明にもああいっただものがあると、きっと賑やかになるよね」というようなことも話をしながら帰って来た覚えもございます。

ぜひぜひ、お金を出してつくらなくても、今あるキャラクターを生かして、そして豊明のおまつりがばらばらで、ばらばらになるとどうしても予算も1.5倍か2倍かかるんじゃないかと思うんですけれども、1つで盛り上がるような、そしてそれを支える市民が必ずいることももう一度ご確認いただいて、何とかそれを成功させていただきたいなというふうに思っております。

今回の豊明市の活性化について、近々にありますおまつりに関してちょっとスポットを当ててお伺いいたしましたけれども、活性化はやはり行政だけで行うことは到底できません。行政でナビゲーションをしていただいて、なぜかという、昨年、市民主導型になった豊明まつりですけれども、もうとてとて、担当課は途中もうできなくなるんじゃないかというように腹をくった時期もあったそうです。

それを、何とか一生懸命ハートを通わせて、市民に「何とかやりたいけれども」という話をいっぱい伝えられて、そして市民もそれにこたえてという、そういったナビゲーションといいますか、コーディネートがあったからこそできた。

ですから、市民主導型といえども、まだまだ市民主導だけでは、慣れていないことで市民もできません。ですから、どうぞ活性化の一つとして、おまつりに対して市民主導型になるべく、当面の間は市民主役型というような感覚を持っていただいて、行政のほうも有償ボラ

ンティアの感覚で何とかお手伝いをいただいて、豊明市を盛り上げていきたいなというふう
に思っております。

昨年のおまつりの中で、商工会ですとか農協に関して、どうも一つになりそこなっている
ようなこともうわさに聞いておりますので、今年は何とかそういったことがないようによく検
討いただきまして、市民の活性化まず第一弾として、450年の桶狭間、そしてこれからも主
導型となっていく豊明まつりを盛り上げていただく助けをしていただきたいなというふうと思
っております。

これで質問を終わらせていただきます。

No.225 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、2番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時52分休憩

午後3時3分再開

No.226 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

22番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.227 ○22番(前山美恵子議員)

では、質問の機会をいただきましたので、まず壇上より読み上げさせていただきます。

1つ目の質問、住民の命と財産を守る消防職員の増員について質問します。

4月から南部出張所が稼働するようになりました。地域の皆さんに大変喜ばれ、これで
安心できるという声もいただいているところです。せっかくできた出張所ですので、ここを充
実させて地域の防災コミュニティーにして、消防団や自主防災組織の訓練場や交流の場
にしていきたいと思えます。そのためには、職員の充実は欠かせません。

さて、消防職員が3月をもって7人の方が退職され、新たに採用者が1人と再任用職員
が3人加わり、再任用職員を除いて、総勢70人となっております。

昨年に比較して、この人数で救急と消防の業務に当たられているところですが、消防署
が2カ所になる中、24時間休むことなく、住民の命と財産を守るために勤務されるには心
細い職員数ではないでしょうか。市職員の中で一番危険な業務に当たっている部署であ
り、本来余裕を持った配置が望まれますが、やむなくこの人数で、現在のところ数年乗り
切らなければなりません。新規採用が少なければ、さらに年数が必要となってまいります。

そこで、来年度の新規採用の人数は4人となっております。しかし、来年3月には消防長

を含め4人の退職があり、現在再任用されている職員3人も来年には退職になり、新たな再任用がいらっしゃるのかどうか、これは不明であります。

今のところの職員数で、救急については何とか対応できているようですが、火災の対応について、日中はともかくとして、特に夜間では、ぼや程度なら少ない人数でも対処できるかもしれませんが、大火の場合、建物に人間がいる場合などを想定すると、この職員数では住民の命は助けられないのではないかと考えます。

当然、消防職員は使命感を持って当たられることとなりますが、少数精鋭では職員の命の問題にもかかわってきます。多くの自治体では、人員不足が恒常化されておりますが、高齢化社会に入りますと救急出動も増えてきます。この人数不足で、例えば消防車や救急車両が整備をされていても、職員が消防と救急を兼務されているために、火災出動があれば救急事故には対応できず、救急車の出動中に火災が発生すれば、それに対応できないという事態が起きてまいります。

このように職員が充実していなければ、市民生活を脅かし、救われるべき命が救われなかったということにもつながりかねません。いつでも私たち住民が安心して暮らせるようにするには、消防職員の増員が喫緊の課題であります。消防職員の増員を求めるものです。

2つ目の質問に入ります。

子どもの貧困問題をなくすために質問をいたします。

子どもの貧困問題がマスコミで大きく報道されておりますが、その深刻さと重大さに心を痛めるものがあります。子どもの貧困は、子ども自身の責任ではないにもかかわらず、親の生活困窮によって、衣・食・住、医療、教育など、当たり前の権利が奪われているという状況です。

また、子どもの貧困の背景には、親の雇用や労働条件、社会保障、児童の福祉、医療、教育など、多分野にわたる問題があり、自公政権の構造改革路線や高学費政策など、貧困と格差拡大をつくり出す構造があり、この問題は政治責任の問題でもあり、政治を変えることが問題解決のカギの一つであるということをここに申し上げておきます。

子どもの貧困について言いますと、日本は子どもの貧困率が2004年には14.7%にもなり、7人に1人が貧困に当たると専門家が指摘をしておりますし、OECD(経済協力開発機構)の諸国の中では、日本の子どもの貧困率が際立って高い水準にあり、OECDも日本政府に、貧困が将来世代に引き継がれることを防ぐために、低所得者世帯の子どもの質の高い教育への十分なアクセスを確保することが不可欠であるという警告をしているほどであります。

そこで日本共産党は、子どもの貧困をなくし、子どもも親も安心して暮らせるまちづくりを進めるための基本政策を提案しました。深刻化する子どもの貧困を解決するために専門家会議を設置したり、実態調査を踏まえて抜本的な対策をとることを求めており、世界第2位と言われる経済大国にふさわしく、子ども関連予算を増やすことを基本の提案としてい

るところであります。

そこで、貧困から子どもを救い、子どもの権利条約に定められている子どもの最善の利益が保障されるように、さまざまな施策が必要となってまいります。本市においても取り組まれることを求め、次の点について質問をいたします。

1点目は、まず、子どもの貧困の克服を豊明市の重要な施策としてどう位置づけるかということにあります。

次世代育成支援対策推進法では、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならないとしており、この法律に照らしても、世界的な危機に呼応して、子どもの貧困克服のための施策を位置づけることは重要です。貧困のもとでは、子どもは健やかに生まれ、かつ育成される社会は形成されませんし、子育てに伴う喜びを感じることを困難にします。

今年、ちょうど後期の次世代育行行動基本計画を策定する年にあります。地域にある子どもの貧困についての要求をくみ取り、その克服をきちんと位置づけることが必要と考えます。見解をお聞かせください。

2点目は、親の経済的事情によって、子どもの受ける教育が左右されることがないように、就学援助制度の拡充について質問します。

就学援助は、義務教育は無償とした憲法第26条と、教育基本法、学校教育法、学校保健法などに基づき支給する制度です。その基準については、各自治体によってまちまちですが、本市の場合、所得が生活保護基準の1.2倍に引き下げられ、貧困と格差が拡大しているときに制度を後退させました。100年に一度の経済危機と言われる現在、拡充することが望まれます。

そこで1つ目として、対象者の所得基準額については、同居家族すべての所得合算ではなく、養育義務のある保護者のみの合算で判定すべきと考えます。

また、隣の日進市では、支給基準を生活保護費の1.5倍に引き上げました。本市もこれに見習って、現在の支給基準の引き上げをすべきではないでしょうか、お答えください。

2つ目、保護者への就学援助制度のお知らせは、今年から全校生徒に配布されることになりました。しかし、このお知らせでは、保護者が対象になるかどうかを判断することが難しく、具体的に所得金額などを明記すべきだと考えます。

3つ目、補助対象の品目には、自治体で独自の上乗せをすることができます。中学校の体育実技用具や卒業記念アルバム代、メガネ、コンタクトレンズなどがその対象になると思いますし、実際に補助対象にしている自治体もあります。経済的に困窮している家庭にこれ以上の負担をかけることは避けるべきであり、補助対象品目に加えることをここに求めるものです。

3つ目の質問に入ります。

生活保護制度の改善を求めて質問をいたします。

派遣切りなどで仕事や住まいを失った人たちの生活保障が求められており、生活保護

制度の役割は重要です。これまで「働ける人は生活保護に適用できない。まず仕事を探してください」とか、「住居がなければ生活保護は受けられません」というような運用によって排除されてきた傾向があります。

ところが、東京都の派遣村の取り組みから、生活保護適用者は、働ける人でも路上から即保護の適用、生活費の即日支給、敷金、家具、什器等も支給されるという運用が行われました。これは決して緊急避難的とか例外的な運用ではなく、これがもともとの生活保護法本来の運用であるということが再確認をされました。

このとき、東京都が各福祉事務所に出した運用に関する通知では、「失業者の路上生活を未然に防止すべきであり、居住地を失うと自立の道を狭めるという見地の立場で、居住地を失う前に適切に生活保護を適用されたい」とし、単に稼働能力があることをもって保護しないと判断してはならないとしています。この通知が厚生労働省の基本的な方針であるという見解が示され、各福祉事務所に周知されております。

そこで、この運用を徹底し、さまざまな事例に対しても迅速に対応していただきたく、2点にわたって質問をいたします。

1点目、生活保護法には申請権が明記され、生活に困っている人はだれでも生活保護を申請できます。しかし、この生活保護法の精神に反して、国は受給者を減らす適正化政策を強めていますが、これを口実とせず、基準に合っていれば平等に受けられるような対応が必要です。

住民の申請権や保護請求権を尊重して、必要としている市民のすべてが受けられるようにすべきであります。そのためにも一つの方法として、申請用紙を窓口に着くなどの配慮が求められます。

また、生活保護制度を知らなかったり、誤った認識から申請に至らないケースもあるのではないかと考えられます。制度の周知は福祉行政の基本と考えますので、広報やホームページなどでの周知を図るよう求めるものであります。

2点目に、生活保護基準額についてであります。

住宅扶助費は、1人の場合ですと、家賃はおおむね3万7,000円以内と定められておりますが、これで市内の借家を見つけ出すには大変困難な状況にあります。知立市は1人でも4万8,000円まで認めるとしており、このように地域の実態に合わせて引き上げることも必要と考えます。見解をお聞かせください。

また、保護申請が受理された場合、保護決定までに法定日時の14日、さらに保護費支給を加えますと、約3週間近くを窮迫状態で過ごさなければならない人もいらっしゃいます。このようなときに、支給までのつなぎ資金的な制度が必要となってまいります。この対策についてご答弁を求めるものです。

最後の質問に入ります。

介護保険、介護報酬改定による利用料値上げについての対策を求めて質問します。

今年から、施設や在宅サービスの介護報酬が3%引き上げられました。過去に2回、

4.7%も引き下げられているのでまだまだ低いではありませんが、介護保険の利用者は、原則として介護報酬の1割の利用料を払わなければならないために、高齢者の利用料が引き上がり、高齢者は負担増に苦しめられることになりました。

中でも深刻なのは、介護保険の利用限度額がそのまま据え置きになったことから、今まで利用限度額ぎりぎりまでサービスを利用していた高齢者は、利用料が超えた分を全額10割負担をするか、受ける介護サービスを減らさなければならなくなりました。

実際に現場ではどうなのかお尋ねをしましたところ、あるケアマネジャーは利用者から「実費負担は5,000円までならいいよ」と言われて、苦勞してプランを立てたそうですが、この場合、今までのサービスを減らさざるを得ませんでした。

また、週2回ヘルパーに来てもらったのを1回に減らして調整をしているそうですが、高齢者に影響が出てくるのではと、大変心配しているところです。本来ならここで、利用限度額制度の廃止が求められているところですが、当面のところ、利用限度額の引き上げを行う必要があります。

ところで、現在の介護保険制度の枠内で、利用限度額を独自で引き上げること、いわゆる上乘せをすることは可能ですが、その財源は1号保険料で賄うとされており、これが介護保険料の引き上げにつながってまいります。

長野県の泰阜村では、限度額を超えた額については一般会計で補助をしているそうです。高齢者の生活を考えると、本市でも泰阜村のように考える必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.228 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.229 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、最初の質問の、住民の命と財産を守る消防職員の増員についてお答えしていきたく思います。

厳しい行財政運営の中で、集中改革プラン等により、平成27年度には、職員数491名体制のスリムで効率的な行政運営を目指していきます。

その中であって、消防職員については、一朝一夕で消防職員を育成できないということで、本来65名の定員を、消防退職者の暫定増として10人を加えて、現在、条例定数を75名としているところであります。

しかし、現在、消防職員は70名ですが、今後本来の定数に近づけていくことによって、さらに消防組織体制の見直し、あるいは出動体制の見直しなども検討して、市民の安全、それから安心して努めていきたいと考えております。

22年度の職員採用の予定は、全部で11名を予定しておりますが、そのうち消防職員は4名を予定しております。

簡単ですが、以上で答弁を終わります。

No.230 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.231 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

健康福祉部に3問質問が寄せられましたので、順次お答えをいたします

まず最初に、子どもの貧困問題をなくすためにでございます。

次世代育成行動基本計画は、平成17年度から26年度までの10年間の計画でございます。前期計画といたしまして、子育て支援を推進するために計画的に取り組むべき課題を掲げ、実施してまいりました。

現在は後期計画、これは22年度から26年度でございますが、その策定に向けまして、昨年度、市民から地域におけるニーズ調査を行い、その結果をもとに、現計画の評価とともに後期計画を策定いたしております。

そこで、議員がご指摘しておられましたように、子どもの貧困がクローズアップされております。貧しい家庭環境が健康や教育に及ぼす影響はもちろん、親から子に伝わる負の連鎖を懸念する声も強いところであります。

次世代育成行動基本計画の中では、働きながら子育てをする家庭を支援する、分類の多様化する子育てニーズに対応するため、保育所などは所得に応じて預かったり、仕事をしながらパソコン講習、医療事務講習、経理事務講習など、就労支援が盛り込まれており、負の連鎖を断ち切る手立てや、そういった精神は盛り込んでいきたいと、このように考えております。

続きまして、2点目の生活保護制度の改善を求めている1点目でございますけれども、生活保護の相談窓口は、査察指導員が担当者として相談、面接を行う体制をとっております。相談者個々の困窮原因が違うことにより、要保護者からの相談に応じまして、必要な助言や他の施策の活用などの確認を行った上で、申請意思のある方に申請書を手渡しております。

また、生活保護制度の周知につきましては、「生活保護のしおり」を作成して、窓口にて備えております。

さらに、地区の民生児童委員さんには、「生活保護の手引き」を全員にお配りいたしまして、地域の困窮者に声かけしていただくように依頼をしております。

続きまして、3点目、介護報酬改定による利用料値上げ対策についての質問でございます。

介護報酬は、ご案内のように本年4月より3%アップの改定をされたところであります。改

定の趣旨は、介護従事者の人材確保と処遇改善を図ることを目的としており、利用者が質の高いサービスを安心して安定的に利用できることを趣旨といたしまして、具体的には認知症加算や、それぞれ訪問介護等々のサービス体制強化加算による報酬体系となっているところでございます。

保険者といたしまして、4月以降の利用状況につきましては、今後改定による影響についての事後検証が必要であると考えております。本年度実施の、介護給付適正化対策の一つでありますケアプランチェックや、従来から実施して開催しておりますケアマネ事業者連絡会の中でも実情把握をしていきたいと考えております。

なお、支給限度基準額の独自引き上げや、市の法定給付を超えての一般会計からの繰り入れは考えておりません。

以上、終わります。

No.232 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.233 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、子どもの貧困問題をなくすための中から、2つ目の項目の就学援助の関係についてお答えをさせていただきます。

就学援助制度は、経済的理由によって就学困難な児童生徒に学用品費、修学旅行費、医療費等を支給することで就学を支援しております。本市では、平成20年度は要保護12名、準要保護367名の方に支援を行いました。

ご質問をいただきました3項目の中で、まず1点目ですが、現在の基準の見直しという点であります。

所得基準は保護者のみ、すなわち世帯別で判定すれば、住民基本台帳に従っているというような考え方になります。また、本市の現基準の同居人全員で判定すれば、その家族の総所得の実情に合っているのではないかとというふうに考えております。

近隣市町の状況調査では、世帯別で算定する方法、それから同居人全員で算定する方法、ほぼ二分しておりました。そうした中で、生活保護の倍率1.2倍の基準を含めて、現在の基準が実情、実態に即しているのではないかとというふうに考えております。

それから2点目ですが、認定される所得金額を明記してはというご質問であります。生活保護基準額を積み上げていく計算方法をとっておりますために、生活保護基準額が目まぐるしく変動していきます。こうしたことで、金額の明記をすることがかえって誤解を生じやすく、本市を始めとして、近隣市町でもこの金額を明記しない方法をとっているのが現状であります。

しかしながら、本市では実際には、窓口の相談に当たっては、モデル所得試算例というものを作成しまして、それを利用しながら、窓口ではご相談に応じております。

今後は、ホームページに額を表示するというのではなく、自分で計算をしていただけるようなことを考えていきたいというふうに思っております。

それから3点目になりますが、支給費用にメガネ、コンタクトレンズの独自上乗せについてというご質問であります。これも近隣を見てもみると、実施している市町はございません。文部科学省が提示した費目についてのみ実施をしております。

全国的に見ますと、議員がおっしゃられたように、東京都、神奈川県等の関東圏では、上限金額を設けて上乗せを支給している自治体も実際にあります。であります。今後、本市の財政状況に与える影響、それから今後の社会情勢等を考慮しながら、この問題については今後の課題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

No.234 ○議長(坂下勝保議員)

濱島健康福祉部長。

No.235 ○健康福祉部長(濱島義和君)

1点答弁漏れがございましたので、大変失礼をいたしました。

生活保護の改善を求めているうち、2項目目の住宅扶助の質問でございます。

住宅扶助の金額につきましては、生活保護法による保護の基準で定められております。愛知県はこの規定が適用されておまして、本市はこの基準により実施しております。

したがって、議員が壇上で申された金額で現在実施いたしております。

また、窮迫状態にあります要保護者に対する一時支給につきましては、今般、生活福祉資金貸付事業が見直され、生活保護申請から保護費が支給されるまでに20日から30日間くらい要しますが、この間、緊急小口資金といたしまして、保証人不要で10万円を限度といたしました貸付制度が創設されました。

したがって、この制度を活用するよう、申請者に対して助言をしてまいりたいと思っております。

終わります。

No.236 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.237 ○22番(前山美恵子議員)

では、消防の関係からしていきます。

集中改革プランが進行しているものですから、消防職員の場合も大変この影響を受けておりますが、ちょっとほかの職員と違うのは、壇上でも申し上げましたように、危険が伴う職場である。職員が少なくなれば少なくなるほど安全が守られないということ、私もいろいろ聞き取り調査とか専門家の方から聞いて、これを実感したわけでありまして。

南部出張所ができて大変喜ばれているのですけれども、救急も、それから消防自動車も約4分くらいとか、早く着くようになったわけです。救急については、すぐ処置をしていただいて病院へということでスムーズにいくんですけれども、消防の関係はそこで消火活動をしなければなりません。

それで、今70人と言いましたけれども、24時間毎日稼働しているわけですので、消防署員のほうは3交代でやっております。1係が19人、2係19人、3係18人です。ここの中で、南部のほうには4人、あと本署のほうが15人ですけれども、このところで、研修があったり、それから年休があったり、学校へ行っていたりとか、消防職員の人たちも技術を磨くために本当にたくさんの研修を受けなければならないわけです。

ついこの前、私がお電話をしたときには、2係のところだったのですけれども、本来なら19人いるところを16人しかいなかったということで、そうしますと南部のほうは3人、本署のほうは13人、日中については再任用の方が通信の中にお一人加わっていただくものですから、現場に行くのは1人ちょっと助かるわけです。これは夜になりますと、日勤の方はいなくなりますので、少数の人数でやらなければならないということです。

それで、南部が3人になる頻度がかかり、私もよくのぞくのですが、いつも3人なものですから、「どれくらいの割合ですか」と言ったら、「もう3カ月に8回は確実にこれが起きる」と。だから、その他にまだ出てくるわけですが、3人の場合に、救急なら救急車1台3人ですのでいいのですが、これが火災のとき、特に大きな火災が大根のほうでも起きたわけですが、3人でタンク車に乗ってまず駆けつけるわけですね。

本来なら5人いるべきだというのは、消防力の整備指針のところの29条に、これは5人であるべきだと、特別の場合は4人が許されるけれども、5人が基本だということ、3人で出ていくわけです。

それで、このところで、例えば建物の中に子どもがいた、母親が勤めに行っていて夜は帰っていなかったというケースは全国でもよく報道されているわけです。こういう場合に起きたときに、「じゃ、3人でどうやって助けるの」と聞きましたら、1人は機関員として消防自動車についていなければいけませんから、あと2人が入ると言うんですね。

2人で入るということはどれだけ危険かということ、専門家の方にお聞きしたのですけれども、普通なら他市町では4人入るんです。3人が救助をして、後ろから1人水を打ちながら誘導するというのが4人体制ですが、2人ですと、これは1人が水を打ちながら、ひもでつないで真っ暗な中を探し回るわけです。外から、15分たったら酸素が切れるので帰れよという合図をする、その人がいないということです。

実際には昨年の7月、3人体制でこういう活動をしていて、新潟市でお二人の方が殉職

をされていらっしゃるのです。そのことについて、国の機関を交えてこれの調査研究をしたときに、3人では安全が守れないという結果が出されたのですけれども、本市の場合、この3人体制がこんなに頻繁に起きれば、これは安全を守れないどころか、やはり住民の命も守れないのではないかと私を訴えたいのです。やはりこれを何とかすべきではないか、喫緊の課題だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

No.238 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.239 ○企画部長(宮田恒治君)

議員が言われるように、市民の安心・安全な生活を守るというのは市の重要な施策だと認識しております。

今年度、南部出張所をオープンさせたのもそのためでありますけれども、これによって、では業務が拡大したか、業務の負担が増えたかということではなく、これはエリアの分割だけでありますので、緊急、必要なときは豊明市の消防署全体がその救助に当たるという考えでありますので、その点だけご了承いただきたいと思えます。

以上で終わります。

No.240 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.241 ○22番(前山美恵子議員)

では、この16人体制で本署のほうはどういうことになるかと言いますと、これは本来なら、お一人今度南部のほうへ回せばいいはずですがけれども、例えば北のほうで火災が起きたときに、本署のほうにはポンプ車から、事務車から、タンク車から、何やらいっぱいありますよね。とにかく火災現場は車を持っていかないといけないんです。資機材を全部持っていかないといけないんですね。

あと残るところは11人です。11人のところで、本来なら5人乗らなきゃいけないところを、まず一番先頭車両の4人が先に乗りまして、あとは2人ずつしか乗れないんです。最悪の場合は水槽車はもうやめておく。夜なら非番招集がかかって、次から集まってくる人たちが、とにかく車は2人はそろわないと動かさませんので、あんな大きな車を1人では動かさない、とても危険ですので、2人がそろってまた出発、また非番招集の方が2人そろって出発という形を今とっているらしいですね。

そんな状態で、とても南部のほうに1人でも2人でもやれないというのが実情なんです。それぞれ一人ずつが、この一人ずつというのが妥当かどうかわかりませんが、本来なら南部のほうでも、毎日5人きちっとほしいところなんです。

ですから、これは全体の職員を増やさないといけないということで、今年はお一人しか採用ができなかったのですけれども、来年は4人で、今壇上で申し上げた状況です。4人退職をされます。消防長がひょっとして行政職にいけば、1人ちょっと余裕ができるのですけれども、それではとても足りない。

しかも、新しい方は入られてから消防学校へ今6カ月行っております。その後、大型車を運転したりとか、さまざまな知識、技術をつけるには2～3年かかるものですから、3年間は一前ではないと言われているんですね。

そうしますと、来年4人採用しても、それはずっと先なんです。退職者が毎年のように3人、4人、4人、3人、3人と、もうここ5年くらいこれだけの退職者が出てきます。ですから、来年4人採用しても、これは例えば23年度に4人退職される方のかわりという形になるかなと思うんですね。

ですから、来年の採用をもっと多くすべきというふうに思うんですけれども、集中改革プランで、そういう職員を減らすからということで消防職員もということですが、命にかかわる問題ですので、この点、それからやはり集中改革プラン自体の計画を見直す必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

No.242 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.243 ○企画部長(宮田恒治君)

消防の複雑、それから多様化する救助技術、そして資材、そしてはたまた職員の人材育成をそれぞれ自治体ごとに考えていくということは、ちょっと限界にきているのではないかと思います。

こうしたことに対応していくためには、本来は近隣自治体と協同しながら、広域化して市民のニーズにこたえていくのが本来の姿ではないかと思います。

こうした消防の広域化によって、市民の安全が守られる、市民の安心な生活が守っていかれるというのであれば、こういった広域化の方法も一つの手段ではないかと考えております。

以上です。

No.244 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.245 ○22番(前山美恵子議員)

今、広域化の話で、そうすると人が助かるのではないかというお話ですけれども、広域化の問題を随分議論したと思いますが、火災の場合は2分が勝負なんですね。遅くから応援に駆けつけても、もうこれは間に合わないんです。間に合わないというか、後片づけとかそういうものしかもうできないわけです。

ですから、火点直近と言いますが、一番最初にその火の元に着いた人がもうとにかく消火活動を始めなきゃいけない。6分半以内にやらなければ、火災については物すごく範囲が広がるという、これが実証されているわけですので、広域化によって職員を増やしてというのではとても足りない。この場所、ここで対処しなければならないというふうに思うんです。

ですから、広域化の問題は、お隣の尾三消防でも余りやりたくないというような声もありますし、豊明市独自でちゃんとやっていけるような職員計画を、本当に本気になって取り組んでいただきたいと思います。

ですから、4人のところをもっと増やすとか、少しずつ増やすとか、これは先の投資ですので、ここをちょっと考えておいていただきたいと思います。

子どもの貧困のほうで、次世代育成行動基本計画については、例えば今漏れている施策がいろいろありますよね。貧困の問題でも、ひとり親家庭の問題とか、これは父子家庭の問題などもしておりますが、こういう貧困も克服をするように、こういう内容も含んでいただきたいと思います。

就学援助ですけれども、チラシの内容について、現在はいろいろ内容について所得基準などをお知らせしているところが結構あるのですけれども、たまたま東浦町が今年ちょっと基準を緩和したということで、その内容をちょっと変更したんですね。

そのときに、普通ですと生活保護または住民税非課税の人とか、そんなことしか書いてなかったのが、一つ余分に今年度より夫婦2人と子ども2人で大体314万以下の人なら該当しますよと、そのことが書いてあるのですね。

ですが、本市の場合、生活保護を受けている人と、生活保護に準ずる程度に困窮している方、生活保護基準の1.2倍以下ということでは、困っていらっしゃる方が自分が対象かどうかというのはわからないわけです。

ですから、所得基準額を明記したらどうかということで、今、誤解を招くというようなことを言われたのですが、近隣を聞いてみても、やっているところは、「そんな誤解を招くか」と聞きましたら、「そんなことはない」というお話でした。かえって親切でよかったのではないかと思います。

それで、その基準の例として、いろいろパターンがあるものですから、例えば足立区など

は、家族2人ですと260万円から281万円までの方、家族4人ですと320万円から412万円くらいの方ということで、あと横には目安としてということも書き添えて、幾つかのパターンを載せて親切に書いているのですね。

ですから、そういう方法だと受けやすいのじゃないかなと思うのですけれども、そういうのは検討をしていただけないでしょうか。

まず、とりあえずお願いします。

No.246 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.247 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ご答弁の中では、かえって誤解を招くというふうに答弁をさせていただきました。

その根拠としては、近隣の状況を調べさせてもらいました。今、議員がある自治体を挙げられましたが、私どものほうが調べました十幾つの自治体は、すべて金額の明記がないという結果が出ております。

そういうことで、私が申し上げましたような、それなりの理由でそういうことになっているのだろうと思います。

議員がおっしゃられるように、明記をするところもあります。その辺、メリット、デメリットがあるのだろうと思いますが、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

No.248 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.249 ○22番(前山美恵子議員)

表示の仕方はこれから、他市のところも幾つかよく研究をして、それによって受けられる受給者がどうなったか、見ていただきたいと思います。

せっかく、せっかくじゃないのですけれども、1.3から1.2にしたなら、やはり本来なら全員の方を引き上げろと私も質問しているのですが、それのお答えは余り芳しくないものですから、とにかく1.2以下の人、すべての人が受けられるような配慮をしないといけないと思うんです。教育は無償という原則に立てば当然です。

金額のシミュレーションを出していただいたのですが、4人家族で父親、母親が30代で、

子どもが小学生2人ですと、生活保護費が大体 20 万、これの 1.2 倍ですので 24 万円ですね。

ここの中から例えばコンタクトレンズ、ほかの自治体でもちょっと例があるのですが、やはり視力検査のときにずんずん視力が低下していったら、本来ならメガネを買わなきゃいけないんだけど、「眼科も行かれへん、メガネも買えれへん」というのを保健室で子どもがつぶやいたということがありまして、やはり大きなお金になりますので、ほとんど生活保護に準ずる家庭ですよ。一回にそういうお金を出すことすらなかなかままならないから、「我慢なさい」みたいなことになるわけです。

こういう子どもが、学校、義務教育の場でやはりこういう貧困と格差はあってはならないと思うんですね。ですから、メガネ、コンタクトレンズについては補助をしているところがあるのですけれども、私は本当は早急にやって、多分中学生くらいだと思うんです。百三十何世帯の中でこういう事例はそんなにないと思うものですから、財政的な支援、財政的な出費はそんなに多くはないと思うんです。

ここら辺くらいなら考えられるのではないのでしょうか。今年度中に実施に向けて検討をしていただけることはありませんか。

No.250 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.251 ○教育部長(竹原寿美雄君)

メガネの補助につきまして、実施をしている自治体があるということをおっしゃられまして、私どもも承知をしておりますが、地方自治体が施策を実施する場合には、地域の実態を考慮しながら施策の方法を決めていくというのが非常に重要な理由だと思います。

先ほど申し上げましたけれども、この近隣ではそうしたメガネの補助をしているところはないと、そういうことがありますので、今、今年度中に実施をということでありましたけれども、ちょっとそのお約束はできませんので、課題とさせていただきたいということをお願いをしたいと思います。

以上です。

No.252 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.253 ○22番(前山美恵子議員)

近隣が補助をしているところはないので、そういう実態だから、うちのほうもそのようにするのじゃなくて、地域の実態というのは、やはり子どもがどういう実態にあるか、これを見てからじゃないですか。本当にそういう人がいらっしゃれば、やはりそのことについて手当てをすべきだというふうに思うのですけれども、この発言についてもう一度。

それと、先ほども言いましたように、ほかに体育実技用具とか、それから卒業アルバム代とか、これも自費なんですね。たまたまメガネとかコンタクトレンズは生活保護のところで支給されるんです。これは保護費で、医療に関する関係でメガネ等は出るのですけれども、あとのものは生活保護者のところでも、体育の体操服から、中学生ですと剣道、柔道着、これが結構かかりますよね。これは生活保護者のところでも出さなければならぬわけですね。

こういう成長期の子どもさんというのは、よくお母さん方が言われるのですが、毎年のように服をかえて、毎年のように靴も買いかえなきゃいけないというくらい、成長がすさまじいわけですね。物すごくお金が要るにもかかわらず、これは義務教育だからと、必ずこれは買わなきゃいけないということになるものですから、特に母子世帯は母子加算がなくなって、月々2万1,000円の母子加算が廃止をされて、大変生活が厳しい中にこういう義務教育の関係を出さざるを得ないというところが今出ているわけですね。

せめて今、要保護のところは何人か、少なかったですね。ここのが手当てができないんですか。本当は私は準要保護までいきたいのですが、もう最悪の場合ここまで譲って、いかがでしょう。

No.254 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.255 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この前の答弁の中で、地域の実態を考慮しながら施策の方法を決めていくということを申し上げましたが、これは施策を決めていく上での一つの大きな要因だということを申し上げました。

実際に、施策の方法の決定を進める上では、現場の状況をしっかりつかむということが一番重要な案件であります。

ですので、私が先ほど言いました実態だけで考慮するのではなくて、現場の実態、それから今おっしゃられた柔道着の補助などもやっている自治体があるということは承知しております。

ですので、すぐ今、先ほどご質問がありました今年度中にというような、年度、期限を切られる方法ではちょっとご回答しかねますので、これからの研究の課題とさせていただきます。

たいということをお願いいたします。

以上です。

No.256 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.257 ○22番(前山美恵子議員)

では、ちょっとお時間をほしいというようなことですが、いろいろ調査をしていただくなら、本当は早急にしてほしいものですから生活保護者にしましたけれども、準要保護といいましても、先ほどの額のように、1.2倍というと生活保護家庭より4万円多いだけ。1.3倍というと26万円くらいですが、大体生活がいっぱいいっぱいですよ。こういう状況ですので、準要保護者も含めて大体380人くらいですか、この点については、検討というか、十分研究をしていただきたいと思います。

では、生活保護のほうへ入らせていただきます。

申請用紙は窓口には置かない。普通、申請用紙といいますと、生活保護の申請だけでなく、さまざまな申請が市のほうにはありますよね。けれども、市民の人が窓口へ来て「申請をしたいのですが」と言うと、「はいどうぞ、申請用紙です」というふうに出すのが普通ですが、生活保護の申請用紙だけはなかなか出してもらえないというのが今の実態です。

これは不正をしたりとか、いろいろなのがあるから相談をして、それで「もう一回十分考えてきて、兄弟にちょっと支援を頼んで、それからそれでもだめならまたいらっしゃい」とか言ってお帰りいただくというケースがあるものですから、一回では申請用紙を出さない。

けれども、派遣村のことから、申請はちゃんと申請権が認められて、だれでも困ったときに簡単に申請ができるんだよということになったわけですので、本来なら申請用紙はやはり窓口に必要なと思うのですけれども、ちょっと申請用紙が大変複雑でなかなかお一人ではわかりにくいところがあるものですから。

それはそれとして、こちらのほうはまた研究をさせていただくのですが、過去に若いお母さんが子どもを餓死させたときに、生活保護制度があったことを知らなかったということが新聞で報道されたことがあったのですけれども、生活保護は最後のこういうときにちゃんと生きられるという制度だよということを、やはり周知することが必要だと思うのです。

民生委員さんに手引きを渡したりとか、窓口にしおりを置いたりとか、これでは足りないわけです。広く周知をさせる方法が今必要だと思うのですけれども、広報、ホームページはどうしてだめなんでしょうか。

それから、住宅扶助のほうはまた今度にします。

今度、つなぎ資金として新たに設けられたということだったのですが、私が経験したとき

は、社協のほうでもう既に2～3回窓口へ来たのですが、そのたびに貸し付けとか、兄弟に応援を頼むとか、もうちょっと考えていらっしやいということで、2～3回窓口に行ったけれども、結局受けさせてもらえなかった。社協のほうでとりあえず当面の間貸し付けを借りて、それでも足らなくなって、1,000円になってから私のほうへちょっと相談にいらっしやった方なんです。

結局受けていただいて、社協のほうで借りる場合に、もう一日、二日の生活費もないわけですので、保証人なしの貸付制度が受けられなかったのですね。それは月曜日までにあれで、水曜日までに書類を出してとか、いろいろあるみたいで大変難しかったですけれども、やはり簡単にこれがなかなか受けられないものですから、そこがネックだと思うんです。

今回、そういうことがあってはならないと思うのですがけれども、社協との連絡を密にするとか、そういう手立ては今回のこの小口資金で打たれているのでしょうか。

No.258 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.259 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

それでは、まず1点目の広報、ホームページ云々のご質問でございます。

確かに生活保護の場合は、申請書とかの関係もありますけれども、やはりお約束ごとが非常に多々ございまして、複雑ということはもう議員もご承知のとおりだと思います。

したがって、申請書は窓口には置いておりません。そのかわり、こちらの「生活保護のしおり」、こちらの部分にケースワーカーの名前と、地区の民生委員さんのお名前を入れて、電話番号を入れてお渡しいたしております。

さらに、ちょっと蛇足ですけれども、民生委員さんには「生活保護の手引き」の冊子もお渡しして、日々勉強していただいております。

それから、広報、ホームページの部分でございますけれども、確かにPRの部分では広報というのはございますが、現在のところ、広報までは考えておりません。

しかしながら、ホームページにつきましては、社会福祉課の課専用の欄がございますので、こちらのほうに掲載アップをしてみたいというふうな考えは持っております。

それからもう一点、つなぎ資金の関係でございますけれども、このゴーサインが出たのが、私の記憶ではたしか先月でございました。県の社会福祉協議会のほうから文書が私どものほうにまいりました。

その折に、福祉事務所長名で地区社協に文書で連絡をして、もちろん保証人なしで、速やかに融資につなげるというふうな文書がまいっておりますので、議員がペケだと言われた部分が、ちょっとタイム的にわかりませんが、そういうことで、私どものほうは保護

の決定ですと2週間かかりますので、いわゆるそのあたりは社協とコミュニケーションをと
りまして、申請受理、ここらあたりの部分で対応したいというふうに考えております。
終わります。

No.260 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
残り時間わずかですが、簡潔にお願いします。
前山美恵子議員。

No.261 ○22番(前山美恵子議員)

広報への掲載は半田市が載せたということをご案内させていただいております。わずかな
スペースでも、これがうまく要約筆記して書いてあるものですから、これを参考にして、
やはり社協のではなくて市の広報にスペースを割いて載せていただきたいと思います。

それから、介護保険ですけれども、始まったばかりでこれから検証をしていくこと
ですので、次の段階では、もうこの検証された事例がはっきりと結果が出ているというふう
に思いますので、それまでにこういう上乘せ、それから一般財源から補充とか、サービス
が後退しないような方法について検討をさせていただいて、次のときにお答えください。

以上です。

No.262 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、22番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。
以上で本日の日程は終了いたしました。
明6月10日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。
長時間ご苦勞さまでございました。

午後4時5分散会

